

厚生文教常任委員会

令和元年6月24日

葛城市議会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和元年6月24日（月） 午前9時30分 開会
午後3時19分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	内 野 悦 子
副委員長	奥 本 佳 史
委 員	吉 村 始
〃	谷 原 一 安
〃	川 村 優 子
〃	藤井本 浩
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	梨 本 洪 珪
〃	松 林 謙 司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	松 山 善 之
教 育 長	杉 澤 茂 二
市民生活部長	前 村 芳 安
環境課長	庄 田 康 則
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
〃 補佐	西 川 賢
長寿福祉課長	中 井 智 恵
〃 補佐	村 田 良 作
こども未来創造部長	中 井 浩 子
子育て福祉課長	井 上 理 恵
〃 補佐	芳 仲 栄 治
〃 補佐	石 岡 千 寿
教育部長	森 井 敏 英
教育総務課長	吉 井 忠

〃	補佐	勝波	栄次
生涯学習課長		西川	育子
〃	補佐	駒井	康人
学校給食センター所長		油谷	知之
上下水道部長		西口	昌治
水道課長		福森	伸好
〃	補佐	西川	康光

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永	睦治
書記	吉村	浩尚
〃	高松	和弘
〃	関元	瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第32号 葛城市忍海集会所条例を制定することについて
- 議第35号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第36号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第37号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第41号 工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について
- (4) 水道事業に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

内野委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆様には、また理事者の方にはご参集を賜り、ありがとうございます。本委員会に付託されている議案は6議案、そして調査案件4つがございます。最後まで、皆様におかれましては慎重審議よろしくお願いをいたします。

ここで委員外議員を紹介させていただきます。梨本議員、松林議員。

それでは、発言をされる場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

付議事件の議事に入る前に、谷原委員より発言があるということでございますので、発言を許します。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。最初に、前回の厚生文教常任委員会におきまして、投函入札の件につきまして、私の方から、委員会でその投函入札について説明がありましたということで申し上げましたところ、いや、それは委員会ではそういう説明を受けてなかったというご意見があり、後で事務局に調べていただきましたところ、そうした委員会での説明はなかったということで、私の方が、恐らく職員の方から事前に調査の中で説明を受けてたものを、そういうふうに委員会で説明を受けたと勘違いいたしまして、強弁いたしました。そのことによって議事にも混乱を招きましたし、それから、あとは議事録の方の訂正が、前回の定例会の中でのことですので、議会が終わりましたら修正ができないということで、議事録が削除できませんので、訂正という形でこの委員会の冒頭に訂正のことを発言させていただきまして、議事録に残したいと思っておりますので、そういう形で発言させていただきました。どうも委員の皆さんにはご迷惑をおかけしました。

内野委員長 それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第32号、葛城市忍海集会所条例を制定することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

議第32号、葛城市忍海集会所条例を制定することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、忍海集会所にごございました市民生活部人権政策課の新庄庁舎への執務室移転に伴い、忍海集会所の利用許可、施設及び附属設備の維持管理や修繕、運営に関する業務を指定管理者が行うこととするため、本条例を新規制定するものでございます。施行期日は本年7月1日でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第41号、工事請負契約の締結について（葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事）を議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

それでは、議第41号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、葛城市立磐城小学校附属幼稚園の耐震化、保育室不足の解消、リズム室の面積拡充を目的とし、改築工事をしようとするものでございます。工事発注につきましては、本年5月20日に一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森本組奈良営業所が落札しております。契約金額7億162万2,900円で請負契約をしようとするものです。なお、仮契約の締結を令和元年5月27日に行っております。本案につきましては、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約締結期間は、議決の日から令和3年3月15日を予定しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 ようやく契約に持っていかはったけど、初めの計画であつたら、この磐城幼稚園は、とっくに完成していた。違いますか。それが今ごろから着手される。その理由は、前に座っている市長が、2階建てやったら屋根が落ちるの、床が落ちるの。決まっていた設計をやめさしといて、それで今ごろや。そやけど、いろんな設計条件変えて、小学校の運動場まで狭うして。説明どころか、何でもかんでも隠して、今、谷原委員言わはったように、そんな投函入札については委員会で何の説明もなかった。これ、もともとの当初予算何ぼやったん。5億円ちょっとか6億円ほどやろう。これ、1億円以上上がっている。その理由を答えてほしい

のと、当初計画での完成はいつであったのか。

それと、副市長は、僕が質問したときに、学童保育の計画も全部含めて、全体計画を図面上でもちゃんと議会に示して、どういう全体の計画になるかいうことを示して、取りかかるというてたんや。一つも示してないやん。全体計画を示した図面があるの。磐城幼稚園をつくることに反対する議員はおりません。早く建てたるのは当たり前やん。それで、市長はどない言うた。この幼稚園に取りかかっていくときに、学童がどうのこうの言う前に、磐城第一保育所やそういう施設を先に耐震診断してからかかっていくっていうて、実際まだ残ってるやろ。ちゃんとと言うたこと守っていかなあかんのちゃうんか。そんな契約の議決を反対もできへんけど、そこら、どう考えてんの。それで、幼稚園の仮設計画示してもうたるけれども、そんな中庭になるとこへ業者の仮設の計画をやって、それで足場やとかやったら暗くなるさかい、そんなとこで遊ばされへんっていうて、今度の仮設計画、それがいいねんな。ちゃんと建設中も子どもがずっとその中庭で遊べるねんな。教えてください。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員におかれましては、大変建設全体についての経過についてご心配をいただいて、貴重なご意見を賜っていると存じます。委員もご承知のとおり、先ほどご質問の中にもおふれいただきましたが、磐城小学校全体の計画としては、学童保育施設という、当時は保健福祉部で所管をしておりましたものと両方含まれております。もちろん両方ともこの厚生文教常任委員会での所属でございますので、それぞれにおいてご説明をさせていただいたという記憶はございますが、不正確なご答弁を申し上げてもいけませんので、そこにつきましては議事録等を丹念に確認しながら、どのタイミングでどのようなご説明をしたかと。いずれにいたしましても、それぞれの部長、保健福祉部長、あるいは教育部長がそれぞれの所管のところを説明しておりますので、どうしても全体的な連続性のあるわかりやすい説明ができておったのかというお問い合わせにつきましては、そこにつきましてはご意見としてしっかりと承りたいと存じます。

全体の委員ご心配の部分でございますが、いろいろなご質問をいただいて、いろいろご答弁申し上げてるかと存じますが、当然全体の流れがある部分でございますが、余りご答弁の部分の、確かに刺激的な表現の部分が合ったかもしれませんけども、切り取っていつまでもご表現なさるといのはいかなものかとも思っておりますが、屋根が落ちるとい表現はなかったかと存じますが、それも議事録に残っておると思っておりますので、ご確認いただいたらと存じます。

今回ご提案をしておりますのは契約議案でございます。予算のときにいろいろと今のようなご質問をいただくのであれば、そのときにしっかりとやりとりさせていただきたいと存じますが、今回は契約議案でございますので、そのあたりも踏まえた上でご質問もいただきたいなと思っておりますが、これまでもいろいろと、当然、議員ご心配の中ではご質問いただいている中の、子どもの遊ぶ場所がどうかといろんな話ございますが、これはあくまで前回の見直し前の計画は、その時点で当時与えられておられたその条件の中で

は、その条件を最大限活用した中でのすぐれた計画を出していらっしやっただと思っております。当時、幼稚園のエリアを、開発許可等で必要なエリアを広くすることなく、中庭の部分を活用して2階建てのものを建てて、それから周りを撤去するという計画でございました。ただ、当時から市長がご答弁を申し上げておりましたように、少なくとも東京のど真ん中のような土地が全然ないところではなくて、磐城小学校の、この磐城の地におきましては、もう少し工夫をすることによって、平屋で、しかも学童保育施設等も含めた総合的な計画ができるのではないかとこのところから計画を見直したいという説明の中でやっておったわけでございます。

子どもたちが遊ぶ場所があるのかないのかという話につきましては、当然、順番に打って返しをしながら、既存の施設を利用しながら新しいものを建てていきますので、中庭の部分も含めて、それが十分に使えるかということについては、その部分で遊ぶということはなかなか難しいかもしれませんが、これは、もともと小学校の附属幼稚園であるというその位置づけを最大限に利点を生かしながら、小学校側と連携をしながらさせていただくという中では、小学校の校地の部分も使わせていただくとか、いろんなことをやりながら、幼稚園の子どもたちの安全と、それから保育環境、遊戯環境も十分に活用しながら実施をさせていただくという計画になっております。もし、詳細につきまして必要であれば、担当の部長あるいは課長からもう少し詳しい説明はいたしますが、大体ご質問いただいたことに対してはご答弁申し上げたと思っておりますが、ご答弁漏れがもしありましたら、またご指摘いただきましたらと存じます。

以上でございます。

西川委員 委員長、これ、予算関係の答弁漏れやで。

内野委員長 そうですね。

西川委員 最初の2階建てで計画していたときの予算は幾らであったのか。契約まで行ってないので、今回の契約が7億何ぼ、せやから比較ができませんが、そのときの予算額を教えてください。それで、都会のど真ん中でどうのこうの言わはるけれども、そのときの設計条件を全部変えてしもうたから平屋建てになったるんで、そのときの設計条件やったらあの形しかいかれへんからや。都会がどうのこうの関係ない。それで、当初、検査済証をとって、これは耐震建物で、これはもったいないから残すねんて市長が言うてた建物、あれを残してやると言いながら解体してしもうてるやんか。言うてること全然違うやん。ほいで、全体を示すというのは、学童も含め、磐城小学校の敷地を取り込む。それで周り全体を見た全体計画を示すって言いながらどこに示したるんや。副市長は請負契約の締結やから、その趣旨に沿った質問せえって、そんなもん全部この契約に至るところに集約されている。市長の言うてることと合わんようなことをやって、この契約ほんまにやってええんか。もし最初の2階建ての計画を進めていたら、何年に完成していたん。2年はおくれたるの違うんか。そこの答弁あらへん。ほいで、副市長、いろいろ助け舟出すんか知らんけれども、今の責任者は森井さんやろう。部長からちゃんと答弁せんかい。前のいきさつもみんなわかっているやろう。副市長がぼんと答弁してくれるのは、まあ、えらい丁寧にあれやけど、担当部長がまず答弁してください。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

もともと西川委員の質問の中に副市長と言っていましたので、その中で先に私の方が答弁をさせていただきました。また、非常に重要なご提言、ご意見をいただいているとは存じますが、予算編成も終わりました、その執行の契約の段階での契約議案としてのご審議を、今回、当委員会に付託いただいて、していただいておりますので、その状態であるということを踏まえた上でお聞きいただきたいと思います。

それでは、残余の答弁につきましては担当部長あるいは課長の方からさせていただきます。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの、いつごろ完成だったかということにつきまして、当初の計画でいきますと、平成29年2月20日に建築確認の方をいただいております。今回の工事につきましては、令和元年6月3日に建築確認の方をいただいておりますという状況でございます。申しわけございません。当時の予算につきましては、手持ち資料がございません。今回の契約の金額は先ほど述べたとおりでございます。

以上でございます。

内野委員長 どなたか、当初の予算。

吉井教育総務課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

予算の関係でございますが、当初の計画といたしましては約6億円ということで進めてまいりまして、設計を進めてまいりましたが、最終的には予算の計画といたしまして、平成31年度の当初予算でお示しさせていただきましたように、2年間で約7億9,000万円という設計の金額が出てまいりました。そして、最終、ここに示しております今回の落札額、約7億円ということになりまして、当初思っておりました金額よりは、計画では1億円となっておりますが、前回の計画におきましての差額といたしましては、この前の3月議会の委員会でお示いたしましたように約4,400万円の上昇となっております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 吉井課長がはっきりと4,400万円と言われるのであれば、どんな計算で4,400万円とされているのかわかりませんが、2階建ての設計金額と今回の設計金額の差が4,400万円ということですか、私は設計金額の差を聞いている。そんな4,400万円で済まないはずや。

それで、契約議決については、先ほど言いましたように、一刻も早く建ててやらないとあかん。しかし、契約金が当初と1億4,500万、2億円近い金額が増えて、完成時期が遅れて、運動場も狭くなっているので、私はほんまに議決してもいいのかという疑念はあるが、皆さんにきちっとわかってほしいのは、当初の計画から1億5千万円ほどの違いが出ているはずやけど、この契約そのものに対しては、その当時から早く完成するのを待ちに待っている親御さんがいる、そういう意味で私は反対できないと言っているわけや。

内野委員長 それでは、ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第35号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、私の方から、議第35号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年6月27日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、また、本年1月30日に、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、3つございまして、1つ目が、災害援護資金の貸し付けに関し、政令から保証人の規定が削られ、本条例で新たに規定すること。2つ目が、貸付利率を3%から1.5%に改正すること。3つ目が、償還方法の年賦償還及び半年賦償還に月賦償還を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。新旧対照表の5ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。先ほどの3つの主な改正内容を申し上げましたが、第14条、第15条の改正がそれに該当いたします。まず、第14条では、新たに第2項、第3項を追加し、先ほど申し上げた、政令から削られた保証人の規定を新たに追加しております。また、第1項では、3%であった利率を1.5%に引き下げ、さらに、第15条では、改正前の年賦償還及び半年賦償還に更に月賦償還を追加しております。その他文言整理、条ずれ等による改正、また、東日本大震災における特例措置の期限終了による削除を行っております。なお、施行期日は公布の日とし、また、それまでの経過措置を設けております。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月29日に、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、第1号被保険者の低所得者に対する介護保険料の軽減強化に関し、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、消費税増税に伴う措置として、所得段階が第1段階から第3段階の者に対する保険料軽減強化のため、基準額に対する負担割合を、第1段階では0.45から0.375に、第2段階では0.75から0.625に、第3段階では0.75から0.725とし、それぞれ保険料を軽減するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。保険料に係る規定につきましては、1ページから3ページの第3条で規定しております。今回の改正による軽減につきましては、1ページの旧の方を見ていただきますと、第3条第1項の第1号、第2号、第3号に該当する方への軽減となります。

2ページから3ページにかけて、第3条第2項の改正及び第3項、第4項の新設により、軽減後の金額をそれぞれ2万6,880円、4万4,760円、5万1,960円とするものでございます。なお、施行期日は公布の日で、改正後の第3条及び事項の規定は、平成31年4月1日からの適用としております。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。消費税導入を予定した上での低所得者に対する介護保険料の軽減負担ということだろうと思います。ほかの税条例、その他、保育環境もそうですけども、消費税増税ということ的前提に今議会ではさまざまな条例改正等がある、その中の1つだろうと思いますが、第3段階までということなんですけれども、これは国の方の指針としてこういう形の軽減措置だろうと思うんですが、根拠ということについてはわかりますでしょうか。つまり、この程度上がるから、この程度の所得段階の人にこういう軽減をするんだという、その根拠ですね。なぜ第3段階までなのかということもありますし、なぜこの金額なのかということもありますので、そういうことが国の方から何らか出てきてるのであれば、ご承知のことであれば教えていただきたいというのが質問です。

内野委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員からの質問なんですけれども、第1段階から第3段階までということでございます。基本的には非課税の世帯、また本人さんが非課税であるというところの枠に入っておるんですけれども、国からの指針のとおり今回の改正を行うところでありまして、申しわけございませんが、国の方で、どのような段階において、どのような基準で、どのような金額の割合でという、資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、また調べさせていただきたいと思います。とにかく今の第1段階から第3段階というのは非課税世帯の方を対象にということになっておりますので、よろしくお願いいたします。世帯全員が非課税ということで対象になっておりますので、よろしくお願いいたします。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。国の方からの示された基準ということで、それに従ってということだろうと思います。住民税非課税ということですね。低所得者には大変消費税の増税は厳しいことになるわけで、こういう軽減措置をとるとするのは当然であろうかと思うんですけれども、実際にどの程度の影響があるかということについての試算が多分あるんだろうと思うんですけれども、これについては、そこまで示されていないということなので、国の方から、でもないですか。今手元にないということですので、それでしたら結構です。

以上です。

内野委員長 いいですか。

谷原委員 はい、いいです。

内野委員長 手元にないということで、どうされますか。

谷原委員 資料があれば、またいただくとは思いますが、この件につきましては、消費税導入ということにかかわることですので、経済的な問題もあって、多分試算というのは出てるんだろうと思いますので、ありましたらよろしくお願いいたします。

内野委員長 それでは、ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 それでは、質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第36号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、上程となっております議第36号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月29日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、放課後児童支援員の資格要件につきまして、都道府県知事が行う研修を修了した者に加え、政令指定都市の長が行う研修を修了した者を対象とする改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず3ページをお願いいたします。ちょうど真ん中より少し下の第11条第3項でございます。放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事の後ろに地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者を追加させていただいております。都道府県知事に加え、政令指定都市の長が行う研修を修了した方も支援員として雇用させていただけるというものでございます。施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。ご審議の方よろしくお願いたします。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく願いをいたします。放課後児童健全育成事業ということで、学童保育の支援員ということでございます。この間、学童保育につきましては、いろいろな環境整備を数年にわたり、いろいろとお考えをいただきまして、少しずつ改善の方向に行ってるということは大変喜ばしいことと思っております。その中で、この支援員というのは、今回私もシルバー人材センターの方の理事をさせていただいております、議会の方からそういった形で選出した議員が2人ほど寄せていただきまして、いろいろと報告をいただいているわけですが、この支援員という、年齢がどうかこうとかじゃなくて、今言われてる研修の内容ですね。これまでどういった研修を、どこで、どのようにされてたのか。今後、市町村の長が研修をすることができるという今回の改正によります方法として、どのように考えていらっしゃるのかという内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問でございます。奈良県知事が行っている研修の具体的な内容のことをお尋ねいただいたと思っております。内容につきましては、今、具体的な名称と、いつ幾日開かれたという部分につきましては、手持ちの資料がございませんので後ほど回答させていただきたいと思っております。ただ、放課後支援員としてふさわしい方に育成するための分というのにも含まれてると思っておりますし、一般的な、常識的な部分も含まれてると思っております。ただ、詳しい資料につきましては、申しわけございません。ただいま手持ちにしておりません。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁、今詳しいことはわからないということでございますが、今回、私の質問は、子どもたちに対する安全、学童保育の施設内で、今のところ葛城市は支援員の方によっていろいろと幅広い保育事業をしていただいているということは、シルバーの方たちによって昔遊びをしていただいたり、また温かい目で、今、核家族の中で過ごしてる環境を少しでも、またそういった方、高齢者の方たちと集うということによって、非常に穏やかな家庭環境も一緒に加えていただいているということに関しては非常に喜ばしいことだと思っておりますが、ただし、昨今、子どもの安全、セキュリティーにつきまして、新しい学童保育も含めまして、どの程度それに対する危機管理がなされてるかということは、今課題でございます。そういった研修の中にそういうことも含まれて、きっちりと研修をしていただいているかということを今回しっかりと教えていただきたいと思っておりますので、また後日、ご答弁の方をお願いしたいと思います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

川村委員に言っていたいただきました内容、そのとおりだと思っております。先ほど、お問い

は、奈良県として支援員の資格をお与えになる際の研修の内容でございました。そちらの資料につきましては手持ちにはしておりませんが、ただ、今、川村委員がおっしゃっていただきました安心・安全であったりですとか、支援員さんとしてふさわしいかどうか、放課後にゆったりとした環境で子どもたちの成長を見守るという部分につきましては、私ども、県ではございませんが、市の方におきまして研修を重ねているところでございます。人権研修、そして安全研修、マニュアルに沿って月に1回、もしくは2カ月に1回、支援員さん、働いていただいている方、その方と研修を行っているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいま担当課長がご答弁いたしました。まずは、お聞きしていただいているのは研修の内容ということであろうと存じますので、それにつきましては、まずは一番身近な奈良県におきます研修の内容を確認させていただいてからご報告をさせていただきます。基本的には、先ほど課長が申しましたように、安全・安心とか、連携とか、そういった内容の研修であるであろうと存じます。

それから、1点、念のため申しておきたいと存じますが、今回の改正は、もともとこのような研修を行う役割が都道府県知事に与えられておりましたが、厚生労働省令の方が改正をされまして、政令指定都市においてもこのような研修ができるようになったと。それに連動いたしまして、その研修を修了なさった方を放課後支援員として認めていいですよという改正を市の方の条例で制定いたしましたものでございます。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁の内容は、研修についてということも内容について聞くことなので、今言っている広範囲に及ぶいろんな危機管理について市はどうしてるかということは、当然その研修の中に盛り込まれたというふうに私は想定しておりましたので、その管理するところが、近いところでもその市町村の実情に応じた形で更に研修を進めていくという、そこが市町村長にもその権限が委譲されたということにつきましては、もちろん納得するところでございますので、今回、広範囲にわたってそういった支援員に対する研修がどのような内容なのかということをお教えいただければと思いますので、またお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第37号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案についての提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。

続きまして、議第37号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年3月29日に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、家庭的保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保に関する緩和措置と、家庭的保育事業における自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

新旧対照表に基づきまして、主なものにつきましてご説明させていただきたいと思います。まず4ページをごらんください。第7条の第4項と第5項を追加している部分でございますが、家庭的保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保は不要とすることとする緩和措置でございます。

続きまして、22ページをお願いします。第46条に第2項を追加しております。満3歳以上の保育所型事業所内保育事業を行う者についても、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要としております。

続きまして、24ページをお願いします。附則第2条第2項におきましては、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置の期間を10年とするものでございます。

続きまして、その下の附則第3条でございます。家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を更に5年間延長し10年とするということで緩和させていただいております。この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

なお、現在、葛城市には家庭的保育事業の地域型保育事業を行っている事業所はございませんが、将来的に事業参入があった場合に備えての条例改正でございます。

以上で議第37号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

す。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。家庭的保育事業等の設備、運営等に関する基準について緩和ということでまた今回出てきたわけですが、前は9月定例会のときに、これ、調理についての緩和ということが主な内容だったと思います。そこで全体像をもう1回おさらいさせていただいた上で質問させていただきたいと思うんですけども、実は、子ども・子育て支援法が2015年にできて、保育のあり方が大きく変わりました。従来、保育所という形で現在あります公立保育所、私立の保育所で保育を行ってたわけですが、これを施設型として新たに地域型保育事業ということで、ここにあります家庭的保育とか、小規模保育だとか、企業内保育とか、居宅型保育とか、いろいろな保育事業を展開できるようになったということだろうと思います。ところが、家庭的保育につきましてはいろいろ問題があるということで、その問題をクリアするために連携施設を確保しなさいということが条例の中でも大きな柱になって、それが第7条だろうと思います。そのときに、家庭的保育事業につきましては、預かる方が大体2歳までということなので、1つは、連携確保の大きな目的は、卒園の問題があります。つまり、ゼロ歳から2歳まで家庭的保育等の事業者が預かった場合、預かるのは2歳までですから、その後保育されないとお母さん方は働けなくなるわけですから、卒園先を確保するというのが大きな柱ですね。

それから、2番目は、例えば、家庭的保育等の事業につきましては小規模ですから、保育の代替、保育士さんがやめられたりとか、長期休業された場合、保育できなくなると。そのときの預かり先がないと、これ、またお母さんが安心して働くことができなくなるわけですから、代替先を探すということですよ。こういうふうなことで確保せなあかん。

それから、もう一つは、この家庭的保育事業等におきましては、例えば小規模型のCなんかでは、保育士でなくても、研修を受けた者が保育できるというふうなこともありまして、要は、乳児の安全を確保するために、連携施設が定例的にそこへ伺って指導を行うと。この大きな3つの柱が第7条であろうかと思えます。それプラス、1つは調理の問題が9月にあったわけですが、乳児の場合は基本的に自園で、ゼロ歳児とか1歳児ですから、子どもさんの様子を見ながら、自園でちゃんと調理をして提供するというのが原則だけれども、これは、緩和措置の中でほかから持ち込んでもいいよと、調理関係のことがなくてもいいよということになってるわけですが、その問題について、私としては、ちゃんと乳児の安全とか、卒園後の受け入れの確保とか、非常に大事だろうと思います。それが連携施設の問題なんですけど、この間ずっと、9月もそうですし、今回出てきましたのは、卒園後のあり方、代替措置のあり方について多少緩和措置が出てきたわけですが、そこで根本的な疑問なんですけど、現在、葛城市にはそういう事業者がおられないわけですよ。おられないのに、緩和、緩和というふうにされていくというのは、ぜひ来てくださいと、障壁を下げましたよというふうなことで、そういう目的で緩和されてるのかなと思うんですけど、緩和の目的です

ね。市として今の段階でなぜこの条例改正までやって緩和されようとしているのか。うがった見方をすれば、どなたか業者が来たいけれども、あるいは他市でそういう事業者があるけれども、他市ではそういう緩和措置をとってるから、それに合わそうというのか。そもそも今の時期にこれをこういう形で緩和しようということが、これは地方自治体で決めれることですよね、この基準については。決めれるとなってるわけですから、なぜ、こういうふうな改正を今回出してこられたのか。私は、その背景が、目的がよくわからないんです。そのことについて伺います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。谷原委員がおっしゃった連携ですね。主に3つの連携をおっしゃっていただきました。その中で、昨年におきましても谷原委員の方から危惧される点をお伝えいただいております。今回の改正につきましては、全て国に従うべき基準とされているものでございますので、今回、私どももこのように条例改正をさせていただきましたが、その中には、先ほど部長が説明で申し上げましたように、今後このような形で参入をしたいと言われる方が出てきた場合、今現在ありませんが、そのときには国の基準に従って私どもも対応させていただくと。ただ、危惧されている部分でございます。こちらの分につきましては、新しい子ども・子育て支援法になりましたときに、このような地域型保育につきましては市が確認を行って、認定を行って、そして給付をするという、こちら、きっちりと決められております。ですので、そのような参入されるところがございましたら、きっちりと私どもで確認をさせていただくということは原則になろうかと思っております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 国の従うべき基準に合わせての改正だということですね。これも前回のときにいろいろ疑問があったとこなんですが、国の従うべき基準、参酌基準、それから標準とする基準、3つあるわけですけども、これは、従うべき基準ということで確認させてもらって間違いのないわけでしょうか。

井上子育て福祉課長 はい。

谷原委員 わかりました。

内野委員長 ほかにございませんか。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 なかったら続いてということになります。と申しますのは、国はこういうふうには緩和をして、保育について受け入れの確保をやろうということなんでしょう。と申しますのは、保育ニーズは今大変高まっております。前回も申し上げましたし、最近では厚生労働省のX型になった、要は、専業主婦世帯と共働き世帯の逆転現象についてのグラフなんかがマスコミでも出てくるようになりましたから、よくわかることなんですけれども、言ってみれば、共働き世帯が30年前は専業主婦世帯の2分の1だったものが、今は逆ですよ。共働き世帯の方

が専業主婦世帯の倍になってるということですから、全く逆転してしまいましたので、保育に対するニーズは高いし、それから、消費税10%増税に合わせて保育を無償化すると、条件整備なく先に無償化ということになったので、保育ニーズが高まるので葛城市としても待機児童問題が深刻になってくると思うんですけれども、そのときに、言ってみれば、参入障壁を低くして、できるだけ保育を受け入れてくれる場所をふやしましょうということだろうと思います。その際、私は2つの考え方がありまして、1つは、経済的な問題です。国の経済としては女性に働いていただきたい。そのためにはちゃんとお子さんがいても働ける場所をつくりたい。それは労働人口が減る中で女性の活躍社会ということで、保育をできるだけ受け入れ体制をつくっていかうと。これは、そういう観点はあるんですけれども、もう一方の観点では、保育に格差をつけてはあかんと思うんです。保育は平等だし、まずは預かられる保育、乳児、児童、園児の安全とか成長ということをしかりと担保できるようなものでないと私はあかんと思うんです。その意味では、国の従うべき基準というのは、確かに従わなければいけないんですけれども、市として独自にやれる部分もあるわけですから、国の基準を上回って保育士を配置するような基準を設けているような自治体もあるようですから、そういうことをしかりやっていただきたいと思うんですけれども、そこで幾つか質問させていただきます。

これは、新旧対照表になりますけれども、4ページのところで、これは代替措置にかかわるところなんですけれども、第4項と第5項が追加されてるわけなんですけれども、これは、代替施設としてちゃんと確保できると。どういうところが代替施設として受け入れるということになってるんでしょうか。全く代替措置をとらないということではないと思いますので、この条文だけだったらイメージできないので、それがどういうふうなところで代替措置がとれるようになってるのか、この事例の場合、それについて1つお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、22ページです。これも連携施設の確保に当たるところなんですけれども、ここも第46条第2項に追加ということであるわけなんですけれども、読んでみます。保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3、第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認める者（附則第3条において特例保育所型事業所内保育事業者という）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができるようになってるんですね。連携施設の確保をしないことができるということですから、先ほどありましたように、3つの点、卒園の問題、代替の問題等、挙げさせていただきましたこの3つの問題、これが、連携施設が確保できなくても、市長が適当と認める者については、それが可能なかどうか。これについて具体的にそれができるかどうか。それはなぜできるのかということをお伺いしたいんです。この条文だけではイメージできませんので、その点をお願いしたいと思います。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは谷原委員のご質問、そのご趣旨というのは、安全に子どもたちをしかりと保育していこうと。その中で制度的にどのような変遷をたどっているのかということかと存じます。

そもそも地域主権一括法でいろんな権限等が、県あるいは市町村においてきております中で、基本は、もともとは本条例につきましても厚生労働省令で全国一律の統一基準として示されたものでございますので、この家庭的保育につきましても、一般的には大都市圏で非常に保育環境が急に整備できないときに、それを補完するようなやり方でも保育を確保できるようにといった制度であろうかと存じます。地域主権一括法の中の基準につきましても、これも委員の方からご案内いただきましたように、従うべき基準と標準と参酌というのがございまして、まさに参酌の場合が一番地方としての独自性をいろいろ出せる分野ではございますが、今回の、全体といたしまして、人員の基準でありますとか、設備の基準につきましても、基本的に従うべき基準ということで、全国一律のルールに従って、条例に書くんだけど、この部分は国の方から示すので、そのとおりに書きなさいと言われる部分で、まさに今回はそのケースでございます。

ただし、委員が今ご指摘いただいておりますように、その中に、市長が特に認める場合には例外的な取扱いができるよという規定がございまして、そのときにどのような事態を葛城市の場合は想定ができるのかといったご質問であろうかと存じますが、そもそも家庭的保育自体がまだ該当施設がない中で、どこまで今の段階で具体的に想定ができるかということについてまず確認をしたいと存じます。

では、担当課長の方から答弁させますので、よろしく申し上げます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。非常におっしゃっていただいた内容につきましても、きっちりとした答弁を心がけたいと思っておりますが、もし足りない分がございましたらご指摘いただきたいと思いますと思っております。

まず、こちらの子育て支援法、新しくなったときにですが、先ほどと重なりますが、連携施設の確保を非常に危惧されて、このような省令及び私どもの条例になっているところでございます。こちら、ゼロ歳から2歳児までの受け皿として、このような地域型保育事業というのを整理されましたので、3歳以降のお子様たちに、引き続き教育であったり、保育であったりを継続して提供できるようにということでされたところでございます。

ところが、当初、経過措置、3歳以上の連携施設というのにつきましても、連携施設は保育所及び幼稚園及び認定こども園と、この3点を連携施設とするとされていたところでございますが、当初5年間の経過措置が認められていたところでございます。そちらが平成27年4月1日から、平成でいいますと平成32年3月31日、令和になりましたので令和2年3月31日までということではございました。その中で今回の改正につきましても、そちらの連携がうまく進んでいないと。平成30年4月の政府の調査によりますと、半数以下の達成率しかございませんでした。それで地方からの要望を受けての今回の改正でございます。

連携につきましても、おっしゃっているように、市町村長が特に認めた場合はという記載はあるんですけども、今回の改正では1つ、まず連携施設の経過措置が更に5年間延長されてというところで、結果、平成27年4月1日から10年間ということではございます。また、

施設不要とすると、連携を不要とするという部分でございますが、その部分につきましては、そもそも20人以上のという規定もございまして、20人以上になりますと、私どもが運営します公立及び私立の保育園と同じ基準で運営するというようなことになりますので、そちらについては同じような基準であるので認めましょうというところでございます。

また、保育事業の方でございますが、保育所型事業所内保育につきましては、こちらも先ほどの3歳から5歳を現に受け入れておられるところが多うございますので、それであればもう連携を図ってるということになるということからの、そちらもそれでいいですよというところでございますので、一口に、期限的には緩和であろうかと思うんですが、内容的に緩和を大きく進めるというものではないと理解しておるところでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。卒園の問題につきましては、企業内型保育所につきましては、市長が認める場合はというのは、先ほどおっしゃったように、多くのところで実際5歳児まで預かってるところが多いということなので、恐らくそういうことを条件に持って市長が認めるということだろうと思いますので、卒園の問題というのは非常にこの問題では大きいことでありまして、2歳で卒園した後、また探す。行くところがないとなれば、最初から保育所というふうな方が当然ふえるわけですから、卒園の問題についてはそういう扱いだということを理解いたしました。

もう一つの、代替の場合については具体的にどういうことなのかと、答弁漏れがありますので、4ページのところの連携施設の確保が困難だということにつきまして、これについては具体的にはどういう代替措置がとられるようなことを想定されてるのかということをお伺いしたいなと思います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

代替保育の提供につきましては、今回条例の方につけ加えてますのが連携施設ということでございます。具体的に代替保育をできる施設というのは、認定こども園、保育園、幼稚園の3つでございます。ただ、去年9月に、その中でも緩和といたしまして小規模保育事業A型、B型または事業所内保育事業を行う者ということでお認めいただいております。こちらも国の省令に沿って昨年度改正をお願いしたところでございますので、施設的にはこのようになろうかということでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 じゃあ、何でここに今回改正案として出てきたのか。昨年度の内容だけだったら改正する必要がないのであって、今の答弁は理解しがたかったんですけども、ここでは、先ほどあったように、連携施設の確保が著しく困難であるときは同号の規定を適用しないことができる。ただし、前項の場合において、家庭的保育事業者等は法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの、入所定員が20人以上のものに限るであって、市長が適当と認める場

合のものについては、連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないとあるわけで、これについて私がお願いしたのは、具体的にはどういう施設、だから先ほど挙げられました通常の保育所、認定こども園も含めて、それから、先ほどおっしゃいました保育のA型、B型、それから事業所内保育の3つで、ここは行うということでよろしいのでしょうか。そういう改正内容だということでは理解していいのでしょうか。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 昨年度9月の条例改正に加えまして、ただし利用定員が20人以上である企業主導型の保育事業施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設というところが加わりまして、市町村長が適当と認める者というところが今回追加になった部分でございます。失礼いたしました。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。20人以上ということですので、認可外であるけれども、大体基準としては企業内保育所で20人以上ということでは、基準としては基本的に認可保育所と同じような基準というふうなことなので、認可外であってもそういうところは認めますよということであろうと思います。

最後に意見ということなんですけれども、私としては、葛城市として保育についてどのような形で市民の方に保育サービスを提供するのかということは、しっかりと考えておく必要があると思います。確かに国の従うべき基準等、国の法律の改正によってこのように家庭的保育事業等をこういう形で条例は決めていくわけです。だから、これ、条例がある以上、当然そういうことでもって参入してこられる方があろうかと思いますが、やはり葛城市としては、基本的には今ある施設型の保育、公的な保育所の方でしっかり面倒を見ていくんだと。卒園についても基本的にそういうところで面倒を見ていこうという自治体が多いとは聞いております。だから連携施設について、言うたら、規制緩和していくわけですけれども、やはり市の姿勢として、基本的には公的な保育、施設型保育でやっていくという、その姿勢さえあれば、多少こういう業者が来ても、最終的には連携施設も含めてしっかりと公的なところで面倒を見ていきますよという、私は、そういうふうな考え方が市民の方に安心して保育を提供するという意味では大事なことだろうと思いますので、意見として申し上げておきます。

以上です。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結します。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 前回も私、これについては反対させていただきました。本会議の方で詳しくお話ししよう

と思いますけれども、先ほど申し述べた趣旨で、確かに国の制度としてこういうものを設けていくというのは、地方自治体の仕事としてはやむを得ないことだと思います。しかし、私は、国のやり方が、基本的には保育所をきちっと整備していく中で、例えば保育無償化、保育ニーズに応じていくべきだと思いますので、本来のこういう形での規制緩和による保育を必要とするご家庭のサービスにはすべきでないと考えておりますので、以上で反対とさせていただきます。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 私は、議第37号の葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものであり、内容は、経過措置期限が迫る中、連携施設の確保や自園調理への移行が余り進んでいない実情を踏まえての改正でございます。また、今回改正される規定は、全て国に従うべき基準とされているものでございます。いずれにしましても、家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものでありますので、葛城市においても家庭的保育事業等に参入しやすくしておくことが今後におきましても必要かと、待機児童解消に向けての方策と考えております。よって、この改正は葛城市にとって今後必要なこととして判断いたします。

賛成の討論とさせていただきます。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

内野委員長 起立多数であります。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会所管事項の調査案件についてであります。初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

笛堂区旧新庄クリーンセンター跡地に建設させていただきますストックヤードの建築工事の進捗状況、工事概要についてご説明申し上げます。本年3月27日に入札を行い、その結果、新和建设株式会社が落札いたしました。契約金額は4,471万2,000円で、工期は本年3月28日から12月10日までとなっております。建築工事の契約に伴い、本年3月29日、工事施工監理業務委託の入札を行い、契約金額464万4,000円で株式会社日産技術コンサルタントが落札い

たしております。この工事進捗状況でございますが、先月5月中旬に現場事務所を設置し、今月杭打ち、来月に基礎工事に取りかかり、順次竣工に向けて進めさせていただく予定でございます。

建築工事の概要について説明を申し上げます。お手元の資料A3の横とじの分でございます。これについて説明申し上げます。まず1枚目でございますが、ストックヤード建築場所の位置図でございます。笛堂区の旧新庄クリーンセンター跡地に建築させていただきます。おめくりいただき、2枚目でございます。敷地4,655.20平方メートル内の全体配置図でございます。ピンク色の部分が屋内ストックヤード、黄色部分が屋外ストックヤード、白色部分が駐車場、グレーの部分が敷地内道路、青色部分が調整池でございます。緑色部分は空きスペースになります。現在竣工しておりますのはピンク色部分の屋内ストックヤードの建築工事でございます。

おめくりいただいて、3枚目でございます。ストックヤードの平面図になります。面積は、縦10.2メートル、横22.5メートルの228.15平方メートルで、高さは4枚目の断面図に示されておりますが、5.1メートルになります。家具、自転車ストックヤード及び修理スペース、発泡スチロール容化スペースと、剪定枝チップと発泡スチロールのストックヤード、それと事務室に分かれています。

最後の4枚目でございますが、ストックヤードの立面図でございます。ストックヤードを東西南北それぞれの方向から見た外観で、屋根の形状や勾配、窓、ドアの配置と外観デザインのイメージをあらわしております。

以上がストックヤード建築工事の概要になります。今後ともお世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

内野委員長 ただいまご報告願いましたこのことについて、何か質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

お手元の平成30年度学校給食アンケートをごらんください。学校給食センターでは、本年2月に、小学2年生、6年生及び中学2年生を対象として、児童・生徒の嗜好や味つけなど、どのように感じているかを確認し、今後の事業に生かすためのアンケート調査を実施しております。1枚目をめくっていただきますと、実際に使用した給食アンケートの用紙でございます。

次のページでございますが、給食アンケートの結果、上位3位のメニューが記載されてございます。

それと、最後に、A3のカラー刷りのアンケート結果でございます。設問別に円グラフでお示しさせていただいております。これらの結果をもとにしまして給食のメニュー等に生か

していきたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 給食について何かアンケートをやったはるけども、もともと、どう言うたらええんか、異物混入のことで地元業者の方は、改善もいろいろされたけれども、市は排除してしもた。それで、大騒ぎして、松ちゃん給食か何かいうところに変えたけど、異物の混入があると聞いてるねんけど、そんな異物混入の調査をずっとやってんのかということが1つ。やってんなら、どれだけの異物混入があるのか。

それと、本来、市は異物混入があれば、子供の給食の安全を確保するのは当たり前ですが、葛城市でその方は営業もされ、税金も払われているので、改善命令などいろいろな指導をして元に戻すのが当たり前やのに、大阪の何や松ちゃん給食か知らんけど、それにぽんと任せただけど、異物もあると言われている。子どもは、前はパンは温かかったけど、今は冷たいパン食わんなんねんと、そんなことも聞いているのに、何が知らんけど、よかった、よかったというこんなアンケート見せられても、どう評価するのですか。

それで、その葛城市内の業者さんは、他の市町村でも仕事を受注されている。そして、田原本で事業を拡大しようとしたら、どこの党か知らんけど、この事業者は葛城市が排除した事業者なので、こんでいいのかという質問をされた。葛城市を例に出してそんな質問するのはおかしい。こんなこと言われて、葛城市はどう考えてんの。

市内の業者をちゃんと指導して改善させて育成するのが本来の形と違いますか。

内野委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員の質問ですが、異物混入の事案につきまして、市内業者から変更した後の今現在の状況であります。おっしゃったように、今、パンにつきましても米飯につきましても、以前の葛城市の業者から市外の業者にかわっております。現在の状況としましては、市内の業者さんと裁判中の事象でございますので、いまだ解決には至っておりません。

内野委員長 異物混入に対して、どのぐらいの件数があつたということにお答えできますか。

油谷所長。

油谷学校給食センター所長 異物混入の件数でございますが、平成29年度の件数が78件ございまして、こちらにつきましては非危険異物の部分が多くございまして、事例で言いますと、毛髪であるとか、皮が残っているものであるとか、虫の混入も少しあつたようでございます。それと、平成30年度につきましては、全体で38件の異物混入の事例がございまして、平成29年度と比べましては減少の傾向にはございます。

平成30年度の38件の事案ですが、ご飯の中のおこげの混入でありますとか、毛髪が入っていましたということと、あと、パンのすすとかが入つたということとです。

内野委員長 西川委員。

西川委員 誰が答えるのか知らんけれども、裁判中やさかいどうのこうの言うけれども、俺が言いた

いのは、こんなことを一々、それは、子どもに危険のあるようなものが入ってたらあれか知らんけれども、異物混入はそうか知らんけど、指導もして、葛城市にある業者さんやから、そこらがちゃんと改善できたら、やっぱり積極的にきちっと子どもの不安も解消できるように持って行って、そういうふうには指導もし、努力もしていったってんのかって。それをするのが行政側やろう。そういう姿勢で、こういうふうなこと改善できましたか、こうしましたか、そうできてますか、ほな、ほかのどこへおさめたはる評判はどうでっかと、そんなことも含めて調査してあげるのが当たり前やろう。それで子どもの間で広まった不安をきちっと解消してあげて、できれば地元の業者をちゃんとこういうふうには指導して、こうしましたよって持っていったるのがほんまと違うんか、行政は。そこら、どう思うてんの。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、西川委員からご指導いただきました内容、当然だと思います。そういうふうには初め業者をかえました時点で、今後改善等が見込まれたらそういうふうな指導を重ねて行って、戻すじゃなくて、戻すことも選択の1つだというふうには思っておりました。先ほど所長からもありましたように、その件に関しまして現在裁判を起こされておりますので、その件に関してはこちらとしても口出しできないという状況になっておりますので、それについてはご了承いただきたい。でも、今後を考えまして、初めから完全に排除という方向ではこちらは臨んでおりませんので、さまざまなことを調べまして、当然、安全・安心というのが見込まれるようでしたら、業者をまた戻すことも、これは、その選択肢の1つではないかなというふうに思います。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今回、平成30年度、給食アンケートをされたということについては、私は評価をさせてもらいたいなというふうに思います。以前から給食のことを、理事者側にとってはしつこく思われているかもしれませんが、私は引き続きと思ってるんですけども、いろんなことを申し上げてきました。一番大事なのは、子どもたちが食べ残しをしない。何ぼ一生懸命栄養あるもんをやっても、食べ残したら子どもたちのためにならないということで、ここへ来て食べ残しのないようにおいしい給食をと、こういうことを申し上げたい。食べ残しの残渣も、前の部長のときですか、計量しておいてくださいよと、もう聞かないですけど、またそれはちゃんと計量してもらってるんやろうというふうに思ってますけども、子どもたちのことを思いながら、このようなアンケートをされたということについては、冒頭申し上げたように、私は評価をしたいと、このように思っております。

ただ、西川委員もおっしゃって、私も今回の議会の中でどこかで発言する機会があればと思ったら、これが調査案件になっておりましたので、私は、やはり業者さんの選定、いろいろ検討もされた結果であろうかと思いますけども、大阪、他府県へ持っていかれたと。これは、当時から何遍も同じことを申し上げてきましたけども、普通に考えるとあり得ない。学校給食というのは、その市町村で決められるということになっておりますから、法的な、条

例の違反ではないわけですが、全国を見渡しても珍しい。例えば、山間部で自分の県よりも隣の県のそこの方が近いねんとかいうケースは、中にはあるらしいですけども、葛城市がとってるような、こういう形は、奈良県はもちろんないし、近畿でもないし、全国的に珍しいわけです。そういうことをするとき、私は、もっと市民の声を聞かなければならぬの違いますかと。子どもたち、また保護者の声を聞かなあかんの違うかということ、これは大きな問題ですよ。大きな、やることは大胆やったと思いますよ。大胆なことをされた。そういうことは聞かなあかんの違うか、直接アンケートでもとったらどうですかと、こう言ったときにどういうお答えが返ってきたかというのを思い出してたんですけども、PTAの方の答えですね。それでPTAだけでいいんですかと、一部の声と違うんですかと、もっと直接的にアンケートでもとって、本当に声を聞きなさいと、こういう質問をさせてもらったら、PTAの方の声、これが代表の声やと、こういうお答えやったわけです。

今回、市民の声を直接聞きたいんだということで、住民投票条例というものを出されてる。直接関係ないのかどうかは別にして、私は、一貫性というか、どう理解してよいか、私の回路の中では整理できへんわけですな。全国的に珍しいことを、こういうようなことをするとき、全部はいかなくても、何らかの形で声をもっと聞きなさいよ言うたら、そうではないと言っておいて、今回市民の声を もっと聞かなあかんから投票条例をと、この辺の考え方ですね。給食まで市民投票条例しなさいよと、そんなん言うてるの違いますよ。ものの考え方、私は理解ができない。言おうとしてることはわかってくれたかと思えますけども、ここらは、どういうスタンスというんですか、市長はどう思うたはるのか。このときはこのときやってん、今は今やねん、どんな答えでもええから、私に理解をしやすいように教えていただけたらなと、このように思っております。

それと、おいしい給食や何やいうたって、行政と業者さんと、大人の世界の中で裁判をしてる。これが本当に子どもたちにとって、中学校ぐらいになったらいろんなことを知ったはりますよね、親もしゃべってるし。その中で、本当に気持ちのこもったおいしさというものがあるのやろうかなと。これを私は常々というか、かねがねずっと思っております。今も思っております。

今の教育長の話聞いてると、考えてみようと思ってたのに裁判を起こされた。このように私は受けとめました。何も排除したのと違いますと。裁判したはる間はあきませんねんというように聞こえてくるんですけども、この裁判のことですが、いつぐらいまでかかって、見込みとか裁判の状況と、教育長にはここはお答えいただきたい。裁判されているので今は考えられない。裁判さえされなかったら考えようと思うてるんやというように聞こえましたが、この辺整理して、これ、2点お願いしたいなと思えます。

それと、3点目ですね。先ほど西川委員の方から、パンを例に出さりました。冷たいパンやと。今までの地元の業者さんは、朝2時ごろ起きて、3時、4時から当日焼きをされていた。その業者さんは、異物しっかりと検査もしたいから、前日焼きにしてくださいということ、教育委員会と打ち合わせしてたけども、栄養士さんは、やはり栄養もあるし、おいしいものやから、できるだけ当日焼きでお願いしたいと。こういうふうなことで努力もされて

きた。そやけども、春休みでしたかな、機械の点検をして、異物混入も続いた後の点検をして、ナットが入ってしまったと。ここでアウトと、こうなったわけですね。それはそれで経過として、私は、一定の理解は今の時点ではしてるわけですが、その後いろんな試みもされた。また話を戻すようですが、ご飯は探した結果、大阪にあったと。パンはなかったんですな、探したけどね。パンなかったから、県内の業者になった。この業者さんを私責めるわけでも何でもなし。仕方なしにその業者さんで今やってるわけですね。私は、平等にいろんなことを市として対応してあげたらいいと思ってるんです。この業者さんも私は一生懸命やってはると思いますよ。給食業界というのは今厳しい中にあるんですから。ただ、今納入されてるこの業者も、ナットじゃなくてビスが納入の学校で入った。私自身、その市町村を混乱させるといけないと思うので言わないでおきますわということで教育委員会とも話をしてきたつもりです。今、そちらは解決をしたらしいですけども、要するに、その対応、葛城市としてどういう対応をされてるのか。ここを教えていただきたいというふうに思います。

以上3点ですね。

内野委員長 1問目は、油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。

先ほどの、裁判の期間についての件をお伝えさせていただきます。裁判の期間につきましては、今、終結までの期間の方はまだ示されておりませんで、今のところ不明ではございません。よろしく申し上げます。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 住民投票条例の話が出てきましたので、考え方についてご理解が違いますので、お話を申し上げたいと思います。

今回上程させていただきました住民投票条例は、常設型の住民投票条例でございます。それは、過去の行政の反省から、私が公約として掲げた常設型の住民投票でございます。その反省と申しますのは、道の駅かつらぎの建設に当たりまして、その当時、市長は推進を非常にされました。議会も数の論理の中で強引に進行をされました。その中で市民からたくさんの疑問の声がありました。7,000近くの署名が集まりまして、その中で、議員の提案として個別型の住民投票をやるべきであるという議案が提出されましたが、議会の中で否決をされ、住民投票は行われることがありませんでした。

今回上程いたしました私の考え方は……。

西川委員 どこへ話を持っていく。給食の話してるんや。

阿古市長 先ほど言わはったから、それについての違いを説明させていただいてるわけですから、それについて説明させていただいてるわけです。

内野委員長 市長、端的にお願いします。

阿古市長 ですから、その姿勢ですよ。ですから、その意味において間接民主主義を補てんする行政と議会と市民の意識の乖離が余りにも多いときについて、それに対して市民がとれる手段を準備しておくべきであるという考えから、今回、住民投票条例を上程させていただいたわけ

でございます。

委員ご指摘のとおり、市民の声は非常に大切でございますので、そういう意味において、それを聞く姿勢というのはまさに同じ考え方でございます。ですから、給食につきまして教育委員会の方で、学校の方でアンケートをとっていただいた。丸っきり考え方は一緒でございます。住民の、もしくは子どもさんの、生徒さんのご意見を伺う。まさに行政の姿勢としては丸っきり同じ考え方をとって、教育委員会の方でアンケートをとられたことというのは、それなりに私は評価するべきものだと考えております。

以上でございます。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

藤井本委員の方とは一般質問等も通して給食については今までもご意見いただいて、私の方も答えさせていただいてということで、盛んに議論を深めてるわけですが、私、同じことの繰り返しになるとは思いますが、盛んに委員の方からも、意見をもっと聞けと、こういうふうなご指摘もいただきまして、今回の報告させていただきましたアンケートは、ちょうど3月議会の折に答弁の中で、アンケートはしましたけれども、結果については今集計中でございますので、結果が出てませんという回答をしたものでございますので、言いつばなしではあかんだろうということで、今回の6月議会の方に出させていただいたということでございます。だから、できるだけ児童・生徒の意見を聞いて、委員からもご指摘いただいております、おいしい給食を少しでも追求していきたいなというふうな方向で今後も進めていきたいと思っております。

ただし、私もアンケートで一番になったやつばかり出したたらええやんってよう言うんですけど、やはり栄養的なものもありますし、それから材料のこともある、お金のこともあるということで、今はよりおいしい給食を求めて最終段階になってきて、やはり給食費等の問題もかかわってくるのではないかなという方向に進んでおります。このときにも意見をさまざま聞かせていただく1つの手段として、給食運営委員会等で委員の方々のご意見を聞いたり、また私の方では、校長会や教頭会や、それから、学校行ったときにさまざま職員の声とかを、こんなんを聞きながら今後の給食も進めていきたいなというふうに考えております。これが1点目です。

それから、3点目に言っていたいただいたパンの件ですけど、あの当時お答えさせていただいたと思うんですが、一応さまざまな保護者の方の不安、不満というものを解決するためにあいうふうな認証制度、これを前面に出して、それを持っている工場等を探させていただきました。そうすると、お米に関しては、幸い今納入してくれております松ちゃん給食の方が、ちょうど配送できる範囲内であったということで、そこと契約を結ばさせていただきましたけれども、パンについては見つけることができなかつたので、学校給食会の方と相談いたしまして、学校給食会の方で今の納入してくれている業者の方でどうだということやらせていただいているというのが現状でございます。

それで、最後に2つ目の、今後考えていかないのか、裁判があるから云々とおっしゃいま

したけども、さまざま考えるけれども、今は裁判中で、その業者を入れても、私は話ができないのかなというふうな感じでございますので、その成り行きも見守りながら、今の現在の業者に固定するつもりはございませんので、子どもたちがよりよいものを口にできるような環境を今後も整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私もう少し話がうまくならないとなかなか通じないのかなと、私自身も反省せなあかんのかなというふうに思ってます。このアンケートはよかったですよと言ってるんです、評価してますと言うてるんです。こういうふうにみんなの声を聞くというのは大事ですよと私は言ったつもりですが、通じていなかった。住民投票条例についてはたまたまその姿勢ということで聞いただけで、しっかりと聞こうという、阿古市長の今の話だったら、道の駅の話、確かにそのとき私もいてたわけですから、だから言うたはることはわかりますよ。そやけども、約2年前、こういう大胆なことをされるときに、私は、教育長も認めてくれはったけども、やはり皆さんの声をもっと聞かなあかんの違いますかと言ったはず。そこで代表の方の声やということをおっしゃってた、そのスタンスの、考え方のこの違いって何ですかということをお尋ねしてるわけで、住民投票条例そのものがどうのというんじゃ私はないわけで、そのときアンケートをしてください言うたら、そのときは否定されてるわけですよ。だから、そうやるべきではなかったのかということをお尋ねしてるわけです。

あと、パンの業者さんのことをよくも悪くも言うというのに聞こえたら困るんですけども、今パンやられてるところ、今のお話にもありましたように、繰り返しの話になってるかわからないですけど、奈良県の学校給食会指定の会社は、まずあかんかったと。そやから大阪に探しに行ったが、なかった。なかったからまた学校給食会と話しして、今の県内業者と契約している。この会社は、去年、金属片の混入事件を起こされた。そういうことは、先ほど言ったじゃないですか。すぐに言うとその市町村に迷惑かかったらあかんから、余り大きく、問題というのは解決すべきものであって、大きくするのが能ではないですから、だから、余りそういうときは言わないでおきましょうと言ったけど、解決はちゃんとされてます。ですけど、その業者は葛城市でも納入されてるとこなんで、その対応というんですか、それをどうしたのですかということをお尋ねしてるわけで、それを私は教育委員会と話をさせてもらったし、部署をかわられてるから引き継ぎとかされてないかも知れませんが、これは、市内の業者と同じような対応をされたのかどうかということをお尋ねしてるわけです。

わかりにくいのは、所長の方からあったように、この裁判がいつまで続くかわからない。ある程度進んでるのであるかというふうに思いますけども、教育長も、今裁判中なんで口出しできない。そやねんけども、今後の選択肢として残してる、今の会社を固定してるのではないと。これをどのように、もう少しわかりやすく言っていただけたらというふうに思います。給食で裁判してるなんて正直なところ格好悪い話ですから、ここは何かという思いもあるし、もう少しそこら辺を教えていただけたらと。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 訴訟のお話だけ私の方からさせていただきたいと存じます。まずは、本当に残念ながらといいますか、不本意なといいますか、市内で頑張っていたいただいている業者ですので、そこにつきましては、できるだけこれからも頑張っていたいただきたいとは存じますが、まずは、当市は訴えられている側でございまして、これにつきましては別の訴訟のときにもご説明は申し上げましたけども、こういった民事訴訟になった場合に、訴訟の当事者としては負けるわけにはいかないという中で対応をすべきものだと考えております。まさに民事訴訟でございしますので、それは、刑事訴訟であれば警察という捜査機関が法律に照らしていろんな違法がないかということを検査して、それを解明していくわけではございますが、現在争われていますのは民事訴訟でございしますので、それぞれに言い分があって、そこが折り合いがつかないから訴訟になっているということでございます。その点におきましては、今、当委員会では話題にさせていただいておりますが、そういったことでございしますので、実は、今現在、何を論点にしてどういった争いであってとか、当市ではこういった作戦でその部分を論破していると考えておりますというお話につきましては、なかなか詳細につきましては現時点では申し上げられないと。これも終わった後で、結果こうして、こうして、こうだったんですということをご報告はさせていただけると存じますが、詳細については申し上げられないと。ただし、大きな流れで申し上げますと、当初は、相手方につきましては、契約の方法からして、契約の解除という一連のプロセス、手続がおかしいのではないかとことを言っておられたんですが、最近では、いやいや、そうではないでしょうと。確かに当該事業所も異物の混入はあったんですけども、業者をかえてからも異物混入は存在しているんでしょうというふうなことで、多少おっしゃり方が変わってきていると。ただ、そこにつきましては、それぞれの対応の資質的な問題というのがございしますので、今まさに係争中でありまして、多少切り口を変えてきていらっしゃる最中でありまして、残念ながらもう少し続くのではないかと。

それから、いつごろ終わるのであるかということに対しましても、通常、口頭弁論というのが大体、通例月に1回ぐらいですので、それからいたしますと、残念ながらもう少し時間がかかるのではないかとといった見通しでございまして、裁判の関係につきましてはこの程度でしか、申しわけございませんが、所管の委員会におきましても現時点ではご説明ができないということについてご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

1つだけ確認なんですけども、今契約しているパンの業者の方で異物が入ったと。これはご飯のラインで入った問題ですよ。パンではございませんよね。それだけ1つお話しをしておきたいというのと、それから、もう一つ、先ほど、こんなことしとったら給食おいしいやろうというお話があったんですけども、こういうごたごたのことにしましては、こちらでとめております。職員や子どもたちの方には、一切おろしておりません。そのことは別にして、今、各給食センターを中心においしい給食というものを求めて頑張ってもらっ

てるというのが実情だということを説明させてください。よろしく願いしておきます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 先程の続きを言いますわ。これ、給食の話してんのに、聞かれたからいうて住民投票のことをごたごとと市長言うてるけども、議長が言うてるのは、市内の給食業者の業者を県外の事業者に変えるときに皆さんに聞けいうてるのに、いや、そのときは代表者のみに聞いて決定したのに、それだったら、住民の声聞くというのと矛盾してるやないかっていう、それどうやいうて聞いただけのことや。

それと、これだけ、一言だけ言うとか。質問と違うで。道の駅のときは6,000名というのが、精査してないけれども、どんだけ市民の人の名簿なのか。市外の人がどんだけ入ってるのか。それは1つの市民の声というのはわかった。そやけど、4カ大字の区長の区長印で推進してくれということも出てるねん。

(発言する者あり)

西川委員 やかましい。外からごたごた言うな。

内野委員長 傍聴人、静粛にお願いいたします。

西川委員 裁判になってるのはわかっています。私が言いたいのは、一番の根本は、市内業者を育成することです。そやけれども、子どもたちの給食、何ぼそれがあっても不安を持つてる形で再開するのはあかんけれども、そこは矛盾するけれども、要は、行政を預かってる人間は、納税をしてる市内業者がちゃんとそれだけの力があって、ほかの自治体にもきちっとおさめたる業者やから、そこんところをきちっと権限のある教育委員会なり給食センターの人が、1年に1回、どんな状態ですか、ほかの自治体はどうですか、そういうふうなことをやってあげて、そして子どもたちの不安もとってあげて、そして市内業者を採用していく、そういう努力を行政はしてやるのが当たり前と違うかって僕は言うてるわけで、それも、先ほどの報告を聞いたら、何十件も異物の混入があったっていうて報告があるわけやから、何か両方ともどんぐりの背比べみたいなとこですやん。そういうふうなとこやから、はっきりとこれから、先ほど副市長が言わはったように、裁判については民事訴訟やから、お互いの言い分があるねんから、話し合うて、和解ができるんか、和解ができへんのか、市内業者をちゃんとするという努力をしてあげやんと、先ほど言いましたように、党の名前まで言うてもええけれども、田原本町では、はっきりと葛城市にこんなことあったので、こんな業者使うてよろしいのかというような質問までして、それは、心配されるのは無理ないわ。そやけども、そこんところは努力して、安心して地元の業者をきちっと指導して、裁判のことも当事者間やから話し合いをして、きちっとその業者を指導して、異物混入のことでいろんな争いが出たところも、向こうも改めまして反省をするのなら、その努力はしてあげて、再度温かいパンも食べ、ちゃんとした形にしてあげる。その努力は行政としてしてもええんと違いませんか。教育長、どう思われますか。和解に持っていくのは教育長のあれと違うけれども、行政やけれども、そういうふうなことがあって、よその町村に例出されるようなことをやめて、きちっと形にした方がええんと違いませんか。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

申しわけございません。ほかの町で出されたという問題については、私は一切わかりませんので、それは置いておかせてください。

委員の方から今言っていたような市内業者云々の話ですけれども、私、これ、私的なことになるかもしれないですけど、最初のころから、ご存じのように、葛城市の方で40年近くおらしていただいたということで、あのときも言っていたのは、体のここまでは御社の給食で育ててもらったんですよっていう感じでございます。だから、決して市内業者の方を憎んでるわけでもなく、排除したいわけでもない。でも、先ほど申しましたように、私の今の立場上でいいますと、裁判している相手と今後のことについて云々というのは、私個人としてようせんなという感じがしております。だから、委員のおっしゃってるように、今後のことを考えていったら、戻すのも本当にいい方法だと思いますので、裁判の行方をしっかり見守って、その中の選択肢としてぜひ考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 裁判の話は、教育委員会の方も行政も両方かかわってきますので、1つお答えをさせていただきたいと思えます。

異物混入の方の平成30年度を確認させていただきましたら、松ちゃん給食、大阪の業者は4件でございました。その中で、1つはすず、茶碗の割れ、髪の毛、それと、おこげの混入の4件でございましたのを改めて報告したいと思えます。

それと、委員ご指摘のとおり、市内業者の育成ということは非常に大切でございます。私も市長になる前に給食委員会、議会の立場から寄せていただいております。その当時から、実は、業者の異物混入、特に米飯やパンに係ります異物混入の話がかなり頻繁にございました。その当時、私は議員の立場として、その業者さんに継続していただけるように、その指導を教育委員会の方からきつくしてくださいという形で、あの当時は月に1回ですかね。業者の方に視察といいますか、教育委員会の方から検査に行くというようなやり方もやって、指導していた状況がございます。ただ、残念ながら異物混入はとまりませんでした。その中で私が市長に就任させていただいたのは、たしかそれから数年の後やったと思えますけども、なおかつ、そのような状況が見られましたので、やはりそのことに対しまして問題が大きいですよという話をさせていただいて指導はしたんですけど、とまりませんでしたので、最終的な判断として教育委員会の方の判断をいただいたというわけでございます。

以上でございます。委員おっしゃるとおり、できるだけ市内の業者は使っていきたいなという思いの中でそのような経過があったということはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 市長の方の思いはようわかりました。今後、先ほど教育長もおっしゃったように、この裁判そのものも、本来向こうも反省して和解に持っていくような、そういうふうなことが1つする気持ちがあるのかどうかいうこと。それと、市内業者を育成していかなあかんねんけど、

そう簡単に子どもたちの不安を払拭できない。しかし、その業者さんもほかへもおさめたはるわけやから、そこへも調査をし、評判も聞き、そして指導もして、そういうふうな努力をしていく気持ちもございますかということ、2つを聞きたかったんやけど。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 給食問題につきましては、私が議員になってから、当初から異物混入、そして、その給食業者をどうするかということを経々と藤井本委員が一般質問もされましたし、聞いてまいりました。理事者側の方からも答弁を聞いて、かわる経緯についてはよく了解しているつもりであります。私としては、やはり地元業者を大事にするのは当然なんですけど、何より給食にあっては安全が一番であります。安全抜きに地元業者の育成なんていうのはないわけでありまして、まずは食事ですから、親御さんもこれが安全である、安心していただけるということを経抜きに給食に対する信頼性はないので、まずここをしっかりとやっつけていこうということで、この間、行政の方としても業者の選定とか、さまざまご苦労されたのだらうと思います。しかし、それが一定程度、今裁判になっておりますけれども、これが落ちついて、今ご議論ありましたように、地元業者の方にちゃんと信頼確保できるのであれば、地元業者を育成するのも私は当然だらうと思います。近くであって、地産地消という言葉もありますけれども、近くで地元の業者で温かいものが届けられるようになるというのは、私は当然、これは望ましいことだと思っておりますが、その上で安心ということで、従来ずっと異物混入が続いて、子どもの中に食べる前にご飯をかき混ぜて食べなあかんような状態までなってきたということが大きく保護者の中にも広がって、繰り返し、改善がなかなか見られないということで、今の業者はそういう異物混入があったときの後々の体制、混入についてのしっかりした調査、それから改善策、そういうことでだんだん異物混入が減ってるというふうなことが見られる業者のようでありますし、そういうことも含めた信頼性がちゃんと確保できるような形で、今後、地元業者といい関係になっていくようなことを私も望んでおるところであります。

さて、そういう意味で、給食というのは安心・安全だけではなくて、楽しくておいしい給食、食べる中で子どもの成長を図り、食育、食べ物に対する関心も出ていくということで、私は、学校教育の中で大変重要なものだと思っております。その中でアンケートをとっていただきまして、このアンケートの件で少し質問させていただきます。食べ残しの問題、これについてもこれまでも一般質問の中でよく出てきた問題であります。食べ残しの件なんですけれども、おいしいから全部食べるかということ、そうではないんですよね。小学生の場合は生まれ月もありますので、かなり発達度合いが違うので、食べる量がそもそも違うというのがございます。個人差もあるんですね。だから、一律に同じご飯をついで、それだけ食べなさいと、昔だったら、食べるまで遊んだらあきませんというような形で、100%食べるような指導もあったようなんですけれども、この給食指導のあり方について、一律に同じ量を食べさせるような指導だと、私は、基本的に残量が出てくるのもやむを得ないかなと思うんですね。そこら辺で現場の指導がどのような取り組みになってるのか、お聞かせ願えたらと思います。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、谷原委員の方からご指摘いただきました給食指導に関してでございますけれども、前半言われた、無理に食べさせたというのは私でございます。私の現役のころは、それこそ本当に給食の時間に配膳された量を全部好き嫌い言わずに食べよというようなことで、これを指導と言っているのかわからんようなことをしてたと、これは自己反省でございます。

現在はそれをしようにも、本当にアレルギー等の問題がありまして、一律にはできないというような状況でございます。ですから、それぞれ担任の方が教室へ行って給食指導するときに、当然、これは食べていいのか悪いのかから始まって、それから量についても、昔は、ほんまは食べれるのに、お前は嫌いやから食べへんのやろうという指導もしてましたけれども、その辺のことについても、当然食が細いとか、食べられないとかいうようなことに関しまして、保護者の方と相談しながら、この子は、嫌いますけど、ちょっとぐらいは食べさせてくださいというようなご家庭だったら食べさすこともあるでしょうし、この子は体も受け付けませんのでということも、これは保護者等の相談もしながら給食の指導をしてきているというふうに考えております。だから、どの担任も本当に給食の時間も細心の注意を払いながら給食を進めるとともに、そこにプラスして食育ですから、食べる楽しさとか、そっちらも求める努力をしてきているものというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 一生懸命おいしい食事をつくるために行政が努力するのも大事かと思うんですけども、教育の実践として、給食活動についてはさまざまな実践がテレビ等でも紹介されたりするときがあります。先日私が見ましたテレビでも、お子さんとちゃんと向き合って、担任の先生が、どれだけ食べれるということで、これだけやったらいけるよねと、100%はもうちょっと頑張ろうとか、そういう丁寧な指導の中で残量を減らしていくというふうな取り組みをされてるところもございました。また、舟屋で有名な伊根町平田に行きますと、中学校の校舎の上に日本一の学校給食、伊根平田中学校と看板がかかっているもんですから、大変興味があつてお伺いしますと、給食においては、小規模の学校ですから、カフェテリア方式でメニューとか朝に知らせてというふうなことで、早退する子も食べてから早退しますと。給食前に早退する子はいませんというぐらい給食を楽しみにしてる子がいるとか、さまざまな形でおいしい給食、雰囲気も含めて、そういう意味で、楽しい給食の中で食が進むような実践はさまざまされていると思います。そういう意味で、この間、議会では一生懸命残量を減らさなあかん、給食の安全性確保ということもありますが、教育現場におかれまして、ぜひそういう実践等を進められて、残量が少なくなっていくようにお願いしたいと思います。

以上です。

内野委員長 では、ほかにご意見。

奥本副委員長。

奥本副委員長 奥本でございます。

話を蒸し返すようじゃないんですけども、先ほど藤井本委員の質問の中でありました。誤解があったのかわからないんで、私、一応事実だけ確認の意味で申し上げたいと思います。

給食のさっきの異物混入の件なんですけども、先ほどの質問の中で、PTAから要望があったからかえたということでしたが、PTAの方からは、当時、私、5年前、PTAの責任者だったんですけども、PTAから、この業者さんをかえてくれと言ったことは一言もございません。要は、安心・安全な給食をお願いしたいということを言い続けてただけでございます。そこに至る経緯としては、15年ほど前に、実は市のPTA協議会の方で、これは表になってないんですけども、衛生にかかわる非常に重大な問題が起こったんで、立ち入りの検査をさせてもらったことが実はあったんです。ただ、そのときはいろんな理由で原因が突きとめられなかったということがございました。その後も毎年のように給食運営委員会というところで異物混入の話はございました。先ほど市長の答弁でもございましたけども、その中ではほとんどが非危険物、髪の毛であったり、ごみであったり、原因不明の何かが入ってるとか、そういうのだったんですが、5年前に人体にかかわる危険物の問題が起こったんです。それについては、そのときの2年間で15、6回ですか、教育委員会さん、業者さんを交えて、どうしたらいいか、どうしたらこれがなくなるか、安心した給食がいただけるかということでも何度も何度も相談させていただきました。あくまで事実だけ私は申し上げてます。それで、そういうことがあって、いろんな意味で対策をとられました。ところが、やっぱりそういうのが起こったということで、教育委員会、当時の教育長も県の方の学校給食会にも行かれた上で最終決断をされたということで、私が申し上げたいのは、PTAが要望したからかわったというわけではございませんので、ただ、ずっと一貫して申し上げてるのは、安心・安全でおいしい給食を提供していただきたい。そのためには、もし、何かあった場合は市の方で対応をお願いしますよということ是一直続けて、そこだけご認識いただきたいと思いますので、冒頭に申し上げておきます。

私の質問なんですけども、今回の給食アンケートについてなんです。非常にアンケートをとっていただくということは、現状を把握するという上で有意義なことである。そこは私も藤井本委員と同じ意見で賛成でございますけども、問題は、このアンケートを何のための、どういう目的でとられて、どう活用するかというところが重要かなと思うんです。実際のところ、これ、アンケート結果ですよといただいているんですけど、これをして、どういうふうに今後の給食行政に反映していきたいかというところだけお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

内野委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくをお願いします。

ただいまの奥本委員からの質問ですが、こちらの方のアンケートにつきましては、小学校の生徒さん、中学校の生徒さん、学校給食を日ごろ食べている子どもさんがどのような味つけが好きなのか、今の学校給食でどのような満足度があるのか確認をしたかったところがありまして、あと、どのような嗜好かというふうなところの把握、それと、あと、味つけにつきましては、今現在、通常、汁物とかの塩分濃度につきましては0.8%から1%が標準とされてますが、大体0.8%ぐらいにしているということで、どのように感じているかということで、参考のために聞かせていただいております。

味つけ、量とかの確認をさせていただくアンケートが中心になっておりまして、おいしい給食の提供につきまして今後の参考にさせていただきたい。それと、あと、子どもたちが食べたいものも出してあげたいというところで、こちらの方、アンケートをとらせていただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 どのような味つけが好きか、嗜好に関するところと、味つけも量も含んだ確認をするということでしたね。それと、子どもたちが食べたいものを提供したいという目的だとお聞きしましたけども、そしたら、その辺の具体的な、どういうふうな手だてをとっていくかという説明がいただけなかったもので、それもあわせてお願いしたいんですが、実は、先ほど言ったように、PTAの方でも過去にアンケートをとったことがあるんです。これは何かというと、今の現の支援センターの業者さんにかわってから味つけの問題が起きました。そこで味つけが、何でこれ、かわって、しかも残食がふえたということが問題になったんで、それは、現の入ってらっしゃる業者さんに対してのいろんな背景を探る上で大々的なアンケートをとったことがございました。そのときは、目的としては、現状なぜこの味つけが受け入れられないのか。そしたらそれをどう改善すれば味つけを受け入れられるのか。それと、残食をその結果減らせるかどうかと、この3点に目的を絞ってアンケートを組み立てたわけです。最終的にそこから導き出した分析した結果というのが、センターが統合されたときに味つけをする栄養士さんのそれぞれの好みの差というのが浮き上がってきまして、それを最終的にすり合わせるというところが1つ課題として上がりました。

それと、残食については、もっと細かなクロス集計といって、学年別の動向も調べたんです、男女別も含めて。それによって浮き上がってきたところが、食べたいけど食べない。特にこれは中学校2年生女子の方でそういう回答だったんですけども、あと人目を気にしてあえて給食を残すということがあって、隠れたそういう意見が入ってた。そういうのを導き出すのが本来のアンケートの役目であって、このままで単純な、どうですか、好きですか、嫌いですがだけやったら、この先がなかなか進まないんで、最低でもいろんなアンケートの分析手法があるんですけども、クロス集計をやるとか、そういう形でやっていかないと、せっかくとったアンケートが生かされないという懸念がございますので、その辺は今後お願いしたいと思います。

それと、このアンケート結果の、もう一つついてますけども、給食アンケートの、さっき言った、好きなメニューの話が出てましたけども、私、それよりも嫌いなメニュー、苦手なメニューのところに注目するんですけども、ここに挙がってるのが、魚というのが各学年というか、対象調査学年のところに必ず魚が入ってますよね。そしたら、共通する項の魚という、こここのところの苦手なメニューを解消するべきところは何かという方策を、このアンケートから少なくとも考え出さないといけないと思うんです。そこについて何か考えてらっしゃるかというのはお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

内野委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 ただいまの質問ですけども、苦手なメニューで魚がどの学年についても

入ってきているということなんですけども、私、学校給食センターの方に異動になりまして、検食をする機会がありまして、魚の方、たびたび出てきます。魚を食べさせていただいて一番驚いたことは、骨が入ってないというところ。かなり安全の方を配慮した上で提供されているものやと思いました。子どもさんが魚が苦手な理由に、骨が多い、食べにくいというところがあるので、その辺のところを、魚を提供する上で骨とりをしっかりと提供しているところを努力していただいているのかなと思います。それと、味つけの方もいろいろ魚料理についても工夫していただいて、提供していこうと思います。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 最後、言いつばなしですけども、魚を食べやすくするために骨をとっていらっしやると、これは全国的な傾向でわからんでもないんですけども、そもそも魚というのは骨があるものなので、それをとって食べるということも一種の食育かなと思いますので、それはどうか。

それと、去年、厚生文教常任委員会の視察で小浜市の給食事情というのを視察させていただきまして、そこで非常に参考になったのは、食育という面からなんです。海の近いところということもあるんですけども、市内の漁協さんから魚の提供を受けて給食に使うと。地場産の魚を使うということだけではなくて、調理実習を定期的に漁協と教育委員会で、やってらっしやると。そこで魚嫌いをなくすといういろんな、鯛の骨を何とかコンテストとかあったんですけど、とにかくそういう形でいろんな子どもの興味を持たせながら魚嫌いをなくすという取り組みをされてました。海のない葛城市、奈良県で難しいとは思んですけど、鮮魚商組合という名前だったと思うんですけども、そこが各学校、あるいは自治体単位ぐらいで魚の普及に関する取り組みをされてるところに対しては無償で魚を提供します。これは給食じゃないですよ。あくまでも一時的なイベント、例えば調理実習であったりとか、お魚の料理メニューを考えるとかいうところが実はあるんです。これは誰でも応募できますので、例えばそういうのを利用した上で子どもたちの魚嫌いをなくすような取り組みというものも、どこが担当なのかわかりませんが、それも1つ食育に係るようなことになりまして、結果的には苦手なメニューを減らす、イコール、それが残食量が減らせるということにつながっていくと思うので、そういう取り組みがあっここその本来のアンケートかなと思いますので、今後このアンケートの内容というのを非常に精査しながら、次の取り組みに続くように努めていただきたいと思います。

以上です。

内野委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 これは確認ですが、先ほどの異物混入の話で、今、魚の骨の話がありましたけども、先ほど、おこげの混入とか、そういうふうなのがあって、これが異物なのかどうかというのがふと思ったんですが、異物の認識ですね。これ、例えば、食べた人がこれは異物だと認識されたら、これは異物だとカウントされるものなのか、それとも、そうでないというある程度の基準があってされてるものなのかということが聞きたい。それに関連して、異物が混入さ

れて、最終的に記録として残される。あとは今度の改善策の材料とされるという、その流れですね。それについて確認させていただけたらと思います。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

給食の中の異物ということで、先ほど所長の方からも件数の報告がありましたけれども、今度本当に詳細に見てみますと、指をこう重ねてここにできる穴ぐらい、こんな小さなものまで異物と数えてあります。というのは、食べる前とか食べてるときに違うものを発見したら、それを異物として報告してもらっております。だから、先ほどもあったように、おこげなんてたまに入ってくるんですね。おこげなんて異物違うやろうと思うんですけど、学校から、子どもから、これ異物ということで報告されたのでということで報告に上がってきております。上がってきましてら給食センターの方で現物をとりにいって、業者判断をして、わからない問題については分析センターの方にも出して、それをまた業者の方にも返してということでその原因を追求して、次の改善に努めている。

以上でございます。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 そうすると、異物としては、そういうふうに使った方が異物と認識された時点で異物としてカウントされると。その先は、例えば、今の話を伺ってる限り、対応すべき異物であるのと、そこまで神経質やなという部分もあるかと思いますが、それは、もうそこら辺で峻別して、分けて対応をされるというふうな理解でよろしいでしょうか。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

1つの例なんですけど、よく髪の毛が入るんですけど、髪の毛が入ってきたときに、これは当然、髪の毛が入ってるという事実はわかりますけども、今度の防止策を考えたら、これ、いつ入ったかというのが問題になります。それで、髪の毛の根っこ部分、このついてる部分、これが熱処理されてるか、されてないかというのは、何とかいう分析方法があるんです。だから、例えば、お米に入ってた場合とかパンに入ってた場合は、業者に返すと業者の方でその検査をします。その返事が来て、これは熱処理をしてませんので、これはうちで調理した後に入った問題だというふうなことを返されたら、運んでもらってから子どもの口に入るまで、どこで入ったか、その辺を学級で追求するとか、それから、もし、熱処理しておりましたら業者の責任でございますので、業者が、どこで入ったかというような今度の防止策の方へつなげていってもらっているというのが実情でございます。

内野委員長 時間がもう12時過ぎてるんですけども、教育関係の所管の分まで、次まで行こうと思うんですけど、どうさせてもらったら。いいですか、それで。

(「はい」の声あり)

内野委員長 次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの磐城小学校附属幼稚園改築工事についてご説明申し上げます。まず、お手元に配付しておりますA3の葛城市立磐城小学校附属幼稚園仮設計画ステップ図を利用しましてご説明させていただきます。

本議会において議決いただきましたら、本契約を締結し、約1カ月の準備期間の後、令和元年8月から令和3年3月の完成に向けて実施してまいります。図面の見方でございますが、仮設計画を紺色、そして幼稚園児の登降園の動線をだいたい色、仮園舎の範囲を緑色で囲んだ灰色の部分で示しております。また、令和元年中の工事につきましては、図の中の①につきましては8月、②につきましては9月から翌年の令和2年3月を予定しております。③以降につきましては令和2年度中の工事となります。

下の段になります。③につきましては令和2年4月から5月、そして④につきましては5月から12月、⑤につきましては12月から翌年の令和3年2月まで、そして⑥につきましては令和3年2月から3月を予定しております。

以上でございます。

内野委員長 ただいま報告願いましたこのことについてご質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 ただいま磐城小学校附属幼稚園の図面を拝見させていただいたところなんですが、この工事のスケジュールということで、これから子どもたちにどのような工事による環境というんですか、そのあたりはどういうふうに変わっていくのかということころは、先ほど来、西川委員もおっしゃっておられましたように、要するに、劣悪な環境であるがゆえに今回の設計を見直しされたという背景から、これから幼稚園の子どもたち、また、影響される磐城小学校の児童に対してのそういった影響というものが心配されるわけでございます。幼稚園の園児が来られる動線とか、そういったことも示されているんですけども、私、その前に、以前にも質問させていただいたところなんですが、小学校のところに入って行く幼稚園舎のための運動場を幼稚園の工事に影響されている部分につきまして、今、現ここの小学校でいろいろな活動をされている授業に当たるところ、またそれ以外に休日にスポーツ少年団、もちろん磐城小学校の関係の少年団の方、また、聞いているところによりますと、當麻小学校のスポ少の方も影響されているということは以前に私も質問でさせていただきました。その対策というものにつきましてお返事もいただいておりませんので、まずは、これによって影響される小学生の活動ということについての対策はどうされたのかということの返答をいただきたいと思います。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまの委員のご質問につきましてお答えさせていただきますと思います。

工事中の関係の小学生の児童の方への影響でございますが、まずは、こちらの運動場につきましては、学校教育につきましての運動場でございますので、小学校のさまざまな競技、行事等かわるものがございますが、一番大規模で行われますのが小学校の運動会であると

思います。こちらの方につきましては、4月からの教職員の異動に伴いまして、前校長先生等にもご理解はいただいておりますが、異動後の新しい、新着されました管理職の先生の方にも確認をいたしまして、運動会等に影響がないような形で現場での確認をしまして、ただいま進めているところでございます。

それと、もう1点ご質問いただきましたスポーツ少年団等についての、放課後や休日等につきましての利用についてでございますが、こちらの方は先ほどのステップ図においても示させていただいておりますように、小学校の運動場の方に幼稚園の建築面積が来るということで、対応といたしまして、バックネットの移設、それと防球ネットの増設等の対応をさせていただきますと同時に、サッカーと野球がどうしても危ないということでございましたら、ほかのところの運動施設についても使用いただくことができますということでご案内もさせていただいております。そちらの方でご理解をいただいて、使用の方をしていただければと話を進めているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ただいまの答弁を聞かせていただいておりますと、私、だいぶ前にこの質問をさせていただいたと思うんですが、かなり、2カ月以上経過してる中で、そういった協議ができていいのか、できていないのかわからないような答弁なんですけれども、答えになっているように私自身思っておりません。というのは、もう工事が8月から始まるわけでしょう。どうするかということについて、スポーツ少年団は2つあるわけですから、その方たちとの協議ができていないんじゃないんですかね、今の話でしたら。その辺もう少しはっきりしていただきたい。といいますのは、その方たちが、今、私もそんな方たちの声を聞かせていただいたんですよ。そしたら、どうしたらいいかわからないと。サッカーと野球をやってる中で、どっちか1つずつやるのか、じゃあ、そしたら1個になったところのもう1つのチームはどこで練習したらいいのかというような話もみずからしなあかんのか、自分らで探さなあかんのかとか、そのあたりの話が詰まっていないんじゃないかなと。この事情は、もちろん運動会は、小学校はここにあるんですから、運動会のやり方も工夫していただかないといけないということなんですけども、練習場の確保につきましては、これから2年間いろんな影響があるわけなんです。5・6年生のスポ少でのいろんな活動が非常に制約されて、保護者さんたちも非常に残念な思いをされている。こんな声を聞きまして、私、担当課にもどうですかと聞いてみたんですけど、まだ何となくその話が詰まっていない。自分たちで何とかしなさいというような話になってないと思うんですけれども。そのあたりはちゃんとお膳立てしてあげてるのか。自分たちの事情によって練習ができなかったわけじゃないんです。この周辺工事、小学校に影響されてきたことによって、小学校の子どもたちが、しかも葛城市全体で使っている子たちに、そこだけにしわ寄せをさせるのか、それとも全体としていろんなスポ少の方に痛み分けをして、そういった配慮をして、きちっとそういう練習のスケジュールを組んでさし上げるのかというところ辺が何か余りはっきりされてないし、じゃあ、もう勝手にしてくださいというような話になってないのか。そのあたりは責任あるんじゃないのかなと

思うんです。

市長がずっと言われてこられたように、劣悪な環境にしないためにこういった新しい設計を見直してやるんやということについては、市民の皆様もしっかりと耳に入ってると思います。でも、僕たちの環境だけが辛抱せなあかんのですかというような、選手さんたちもそんなことを言われると、私、胸の痛い思いをしております。そこだけにとどまらず、みんなスポ少の中での事情、もちろん体育館も今改修中です。いろんなチームにいろんなご迷惑をかけてると思うんですが、みんなでその痛み分けをするような状況になってるのか。それとも、おたくたちで勝手に考えてください、その競技の場所をとるのも自分たちでしてくださいというような話になってるのか。そのあたりを、余りにも無責任じゃないのかなというふうに私は思ってるんですが、今後において、この8月というタイムリミットの中でその辺はどういうふうに対応されるのかということをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまのご質問でございますが、先ほど言いましたように、やむを得ず運動場の面積が狭くなったので、サッカーと野球につきましては影響を与えるものになってくると思いますが、その範囲の中でまず私たちが考えるのが、お互いにスポーツをされるにおいて、安全を一番に考えていただきたいということがあると思います。そういうふうになってきますと、やはり指導者の方もどちらかが交代にするとかいう形ではいけないといけないうことについて、先ほど私が言いましたように、片方の活動が違う運動施設でおとりいただいて、活動いただくという形でご納得いただくような形で話を進めさせていただいてるんですが、正直なところを言いまして、今のところご承諾はまだいただいておらないところではございます。

以上です。

内野委員長 川村委員。

川村委員 まだ承諾をいただけてない状態をそのままにしておくのはよくないと思いませんか。8月に工事が始まって、練習できませんというふうな形になるのか。ちゃんと、監督さんもコーチも大人がいらっしゃるわけですから、子どもたちだけでの話じゃないと思いますので、こんなんほっとかれへんと思います。とにかく工事に伴ってバックネットを移設したりしなあかんのです。安全が第一です。これ、狭いままでしなさいと。お互いに気をつけてやんなさいっていうふうにするのか。それは、私とっても監督さんたちの立場に、そういう話はできへんと思うんですけども、新たに練習する場所の確保を市は責任を持ってきちっと誘導して指導していただくということが大事やと思います。

これから余り日もありませんけれども、この進捗につきましては随時厚生文教常任委員会の方に、委員長、報告をいただきたい。このまま、まだ非常に話が定まってない状態でほっとくことはいけないと思いますので、ぜひ、その回答につきましては本委員会で報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 今の川村委員の質問に関連なんですけども、今、話に出ましたバックネットなんですけど、このステップ図によりましたら、8月までは現状のやつが残ってる形になるんですけど、9月から撤去。ところが、今度設置されるのが令和2年2月になってるんですけども、この間というのはどこに仮設されるのかというのが1つと、こんだけの間、例えば、3、4、5のときは、これは現在の場所に戻さなくて、なぜ唐突にこの2月からなんですかね。そのあたり、これはおそらく園庭ができるまでということ、できたときに戻すという意図があるのかなと思うんですけども、その間、今、川村委員がおっしゃるように、子どもたちはどこをバックネットにして練習するのかというのが見えないので、そこだけよろしく願いします。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの委員のご質問でございますが、工事中のバックネットにつきましては、一番当初に解体いたしましたからは、工事中につきましては仮設等につきましては今のところ予定はしておりません。ただ、最終的に2月に新設いたしますバックネットにつきましては、委員おっしゃられますように、新しい幼稚園の建物工事ができまして、最終的な外構工事のときに新しいバックネットの設置を考えております。

以上でございます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 仮設もないということですけど、その間の、言ってみれば、スポ少をやってる方々の安全対策はそうしたらどうなるかというのは気になるので、そのあたり、今後何かお示しいただきたいなということと、それと、3、4、5、6までなんですけども、動線のところで、登下園時、東側のところから、グラウンドの東から入っていくということなんですけども、そこを通らせるのであれば、子どもたちの安全、野球は幼稚園児の登園、下園のときには多分ないと思うんですけども、一般の授業で球技もあると思うんです。そしたらある程度バックネットの有意性というのはあると思うんです。競技してる方だけじゃなくて、歩行する園児を保護するためにも必要かなと思うので、仮設の問題もあるけども、早めにこれを設置するという事は重要じゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

バックネットに関してでございますけれども、バックネットは今の授業の中で確実に要するという種目はないというふうに思っております。だから、現に新庄小学校もバックネットは、昔、移動式のやつがありましたけども、今はございません。中学校になってきたら、当然クラブ活動等があって野球の方をやりますので、これも不可欠なものだと思うんですけども、言葉をかえると、必置ではないというふうに私、現在は認識しております。それで、スポーツ少年団の方でも活動をしていただかなければならないということで、今度完成間近になったらバックネットもつけて、ただ、バックネットよりも防球ネットの方が大事だと思いますので、そちらの方もということで担当の方、配慮してもらっております。そのあたりを、今、

委員のご指摘で、十分該当するスポ少の方との話が詰まってないということ、このご指摘をいただいておりますので、それに関しましては今後詰めていきたいと思うんですけども、今まで全く無視してたわけじゃなくて、こういうふうに動きますから、計画はいかがですかという話は何回もお伺いしているように思っております。その辺、最後詰めて、また進めていきたいというふうに考えております。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 今、教育長からのご説明で、バックネットは必設ではないという認識ということでお伺いいたしました。新小もないということで、そういう前例があるということでしたら仕方ないのかもしれませんが、最終的に設置されるということを示しておられるので、その間の防球ネットの処置、その辺だけは抜かりないようにだけお願いしておきたいと思います。

内野委員長 先ほどの川村委員の質問に関して、2つのスポ少との話し合いがどのように進んだかというご報告は今後いただきたいと思いますので、お願いいたします。

ほかにございますか。

谷原委員。

谷原委員 今の議論で私大変気になるんですけども、市が所有している施設がございますよね。その施設使用についてのことだろうと思うんですけども、今、當麻スポーツセンターは屋根が飛んで使えません。それから、サッカー場も使えません。今度磐城小学校附属幼稚園の建設に伴って、これまで使ってた方々がいろいろ不便を感じられると。そのときに市としてどういうスタンスを、これ、統一的でないとは僕があかんと思うんですけど、どういうスタンスで貸し出しをされるのか。これは、使用されてる方の専有物ではないわけですから、だから、そこは何らかのけじめを持ってやらないと、何か私聞いてましたら、体育館が使えなくなると。じゃあ、市がどこか用意しろと。俺らずっと使ってたのに、使えなかったら用意しろと言われても、それをどこまで市が聞くかというのがありまして、これ、今後とも難しい問題があるので、何かそこをどういうお考えでやろうとしてるのか整理していただかないと、例えば、こちらではこういうのが通った、じゃあ、こっちはこうというふうなことも出てきますし、そこら辺、市のスポーツ施設等の、あるいはグラウンド使用について、もうちょっときちっとした管理と使用する方との間のルールというものをどういう形で考えておられるのか。統一したものがなければいけないでも結構ですし、そこをどういうことになってるのかお伺いしたいんです。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 今ご指摘ありがとうございます。當麻スポーツセンターに関しましては、体育振興課の方で後の割り振り等もしてくれたと思いますし、それから、該当のところとの話し合いもしてくれたと思いますので、どういう基準でどういうふうにやったかということも十分調べまして、今度の対応の方に当たってまいりたいと思います。おっしゃるように、本当に基準が、今だけではなくて、今後もさまざま出てくると思いますので、その辺の今ご意見をいただいたことを参考に考慮していかせていただきます。ありがとうございます。

内野委員長 お昼もだいぶ過ぎましたので、次、水道事業に関する諸事項に関しましてはお昼からと

いうことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

内野委員長 それでは、1時45分から再開をさせていただきます。その前に、先ほどのごみの減量化に関する諸事項のところで、吉村委員が聞きそびれたということで、質問を許します。

吉村委員。

吉村始委員 先ほど調査案件の1でお伺いしておくべきことやったんですけど、内容が違ったらと思って、それを逡巡してるうちに聞きそびれてしまったんですけど、ふれあい収集が4月からスタートしたんですけど、そのことについてお伺いしたいと思います。

まず、実際に運用を始めて、どのような評判というんですか、住民の方のお声が届いてるのかと、そういうふうなことです。それと、あと問題点です。実際に運用してから出てきた問題点についてお聞かせいただけたらと思います。

あと、それから、実際に作業されているというか、担当しておられる担当職員さん、部局なんですけど、クリーンセンターなんですか。それとも保健福祉部のどちらかの課か、そのあたりかなと思うんですけど、それもあわせてお聞かせいただけたらと思います。

内野委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村です。よろしくお願いします。

吉村委員のご質問ですが、まず直近におっしゃっていただいた担当はクリーンセンターでございます。それから、今現在のふれあい収集の申し込み状況ですが、2件の申し込みをいただいているように聞いております。それで、今調整をしておりますが、課題につきましては、時間が3時ごろ来てほしいとか、時間がまちまちでありますので、その辺の一定のルールづけをして、公平性を保ち、継続性を考えていかんとあかんと思いますので、その辺が検討させていただいてるということでございます。それを調整させていただいて、7月中旬ぐらいにはスタートさせていただきたいという今現在の予定でございます。

以上でございます。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 確認なんですけど、2件というのはずっとグロスで2件というふうなことでよろしいでしょうか。それと、あと時間の方なんですけど、何時ごろ来てほしいというような具体的な要望があって、それに対して一定期間の検討を置いて、例えば、回るルートのことでもあると思いますので、その上で一定期間後に実際にされるというふうな流れになってると理解してよろしいでしょうか。

内野委員長 前村部長。

前村市民生活部長 この2件と申し上げましたのは通年を通してやというふうに今は理解しております。それと、収集の時間的な問題です。その辺のところ、今のところ2件ですので、そういう順番というのはそんなに問題にはならないとは思っておりますが、ふれあい収集を継続的に続けていける体制をとろうと思ったら、朝から始まって夕方、後の処理とかいろんな関連業務との関係の調整が必要ですので、時間のルールづけを今検討させていただいているところでございます。

以上です。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 今、話を伺いまして、初めてのことでありますので、利用者にとって使いやすい制度であるということは、これは大事なことだと思いますけれども、あと実際に作業に当たられる方の体制とか、そういうふうな問題もあると思いますので、件数もまた今後ふえてくるということも予想されますので、また工夫をしていただきまして、問題点とかありましたらまたご報告とかいただけたらありがたいと思います。

内野委員長 それでは、長時間に及んで本当に時間だいぶ押しましたが、暫時休憩していただいて、1時45分から再開をさせていただきます。ありがとうございました。

休 憩 午後0時35分

再 開 午後1時48分

内野委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

まず初めに、先ほど奥本副委員長より発言取り消しの申し出がございましたので、お諮りしたいと思います。

学校給食に関する諸事項での発言の一部取り消しをという申し出が委員長に対してございましたので、このことについて許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認め、発言の取り消しを許可することにいたしました。

それでは、水道事業に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

水道事業の方からは、県域水道一体化の現状等、去年度、水道ビジョンを作成しましたので、その2件について報告させていただきます。

まず最初に、県域水道一体化の現状についてご報告申し上げます。平成29年10月に奈良県が県域水道一体化構想を公表しまして、去年、平成30年4月に一体化検討会がスタートしました。当初のスケジュールから申しますと、来年度に一体化に係る協議会を設置し、来年度に覚書を交わすとなっておりますが、今年度はいろいろと報告する事項があると考えております。葛城市も検討会に参加してきました。去年1年の動きを配付資料で説明させていただきます。

まず、資料1の県域水道一体化検討会の概要と全体スケジュールという資料から説明させていただきます。検討会の目的としましては、県域水道事業が抱える諸問題の解決に向けて、県と市町村が協働して一体化に係る検討協議を行うということで、進め方としましては、左の下の図を見ていただくと、検討会は各事業体の部課長で構成し、年2回から3回の総括的事項の検討を、そして課長、係長、課員で専門部会を構成して、総務財政部会と施設管理部会に分かれて細部の検討を行う形式で、事務局は奈良県地域振興課となっております。

スケジュールとしましては、右下の表にございますように、令和元年中に一体化に係る協

議会を設置して、令和2年に一体化に係る覚書を締結するとなっております。そして、令和8年に経営統合するというスケジュールとなっております。経営統合と申しますのは、資産、会計、水道料金はそのまま、事業の共同化のような形だという説明を受けております。そして、その後10年以内に事業統合を目指すとなっておりますが、今まで参加した会議の様子からしますと、あくまで目標であるというような感触を得ております。

次に、資料2をお願いいたします。総務財政部会の検討事項について説明させていただきます。総務財政部会は、厚生労働省公表の水道広域化検討の手引をもとに総務財政分野について検討する。また市町村に分野別調整項目の現状等についてアンケートを行う。総務財政分野の現状と課題について取りまとめを行うということを行ってまいりました。また、先進事例として、大阪広域水道企業団、香川県広域水道企業団等の事例の調査研修等を行ってまいりました。

次に、資料3が施設管理部会となります。ここでは県域一体化に係る整備計画案を作成し、右の平成30年度検討スケジュールにありますように、市町村にヒアリングを行い、それに基づいて施設共同化案を作成しました。その案につきましては次のページで説明させていただきます。施設管理部会につきましては水質管理小部会というのもございます。現在、奈良市とそれ以外の市町村、それと県水道局、3者が別々に水質検査を行っておりますので、それを一体化し、共同検査体制をつくらうという検討となっております。

次の資料4というのが施設の共同化案でございます。今年度これに基づいて財政シミュレーションが行われる予定です。左の大きな黄色の囲みが兵家浄水場を廃止する案で、これが3案ございまして、真ん中の緑の点線の囲みが推奨案で、兵家浄水場を廃止することにより更新費用13億2,500万円が削減され、竹内浄水場に県水を増量することにより廃止分を賄う計画で、竹内浄水場の県水受水の管を造形するのに9,800万円かかるということで、費用対効果がありとなっております。

左の緑の囲みの上の案につきましては、同じく兵家浄水場を廃止して、県水の受水地点を設けるという案で、新たに受水地点を設けるのに2億円かかるということで、検討保留となっております。また、緑の一番下の案は、兵家浄水場を同じく廃止するのですが、その水源は、導水管を布設して、兵家浄水場で受け取った原水を竹内浄水場で利用する案となっております。この案も竹内浄水場の施設の増強に投資大との判断で保留となっております。しかし、兵家浄水場の廃止については、葛城市としては現状では受け入れがたいとの意思表示で、令和29年度以降の共同化案とされています。

次に、右上の2つの囲みですが、これは、屋敷山配水池を廃止する案で、この配水池は平成30年築造で築64年になっており、既に法定耐用年数を経過しております。近いうちに何らかの補強、補修の措置をする時期に来ておるのですが、立地の関係上、工事ができない状況でございまして、一体化の話がなくとも廃止は考えておりました。右上の囲みの案は、屋敷山配水池の配水管が山麓線で県営水道の送水管とクロスしていますので、ここで接続して直結配水する案で、下の緑の囲いは、寺口配水池に現在受水している県水の送水管を造形、あるいは新設して寺口配水池から屋敷山水系に水を送り込むという方法で、こちらの方が費用

対効果が高いと考えております。工事の見返りとしては、屋敷山水系は県水で賄うという条件になっております。

最後に、右下の囲いは、標高の高い位置にある山口・梅室配水池、平岡・笛吹配水池を廃止して、その配水池ポンプの更新費用、送水ポンプの電気代を削減し、御所市の櫛羅第3配水池から送水を受けるという案で、県の西部調整池から御所市の櫛羅第3配水池への送水能力の増強が必要となるということで、費用対効果がないとされていますが、葛城市としては、できたらこれを要望して、実現したいと考えております。この地域はもともと県水100%でございますので、県水の増量はありません。

次に、資料5の説明をさせていただきます。資料5につきましては第1段階シミュレーションという資料ですが、水道料金の決定については条例制定や政策的な要素が入ること、給水原価のシミュレーションを行っております。シミュレーションの条件としましては、平成29年10月に提示されました県域水道一体化構想の中で示されました県営水道の2カ所の浄水場と奈良市の浄水場全部で3カ所に集約し、ほかの市町村の浄水場は全て廃止という施設共同化案をもとにしております。期間としましては平成29年度から30年間、人口の要件は、人口問題研究所の推計人口を採用し、財政のルールは、財務指標につきましては平成26年度から平成28年度の実績を用い、アセットマネジメントの実耐用年数で行い、ほか起債や料金の値上げのルールを定め、県水の値段は現行どおりという条件で計算されました。結果としましては、下の棒グラフに出ておりますように、1から28に市町村が割り当てられ、1番が葛城市となっております。葛城市は、このシミュレーションによりまして、青色で示される平成28年の給水原価が104円、ピンクで示される広域化の令和28年の給水原価が151円、黄色で示される市町村単独で推移した場合の令和28年の給水原価が141円となっております。

次に、資料6の説明をさせていただきます。資料6は、県域水道一体化に向けた課題となっております。右の表を見ていただくと、主な調整の必要な項目が挙げられておりまして、基本的な事項として、経営統合の組織としては広域連合を想定しており、この時点では水道事業の認可は各市町村ごとに受けることになっております。組織としましては、職員の身分はどうするか、派遣、転籍等、また経営統合後の組織と定員について、経理関係では会計のルールとしてセグメント会計のあり方、資金調達の標準化、共通会計の設定と共通経費按分のルール、資産管理としてアセットマネジメントの考え方や資産の平準化等が挙げられています。そして、工務関係では広域化事業の考え方や管路更新のルール、維持管理などが課題となってきております。資料左下の方のスケジュールによりまして、第2段階シミュレーションによる効果額の提示と、今申し上げました調整項目の基本方針を提示して、合意形成を図る段取りとなっております。

次の資料6の1につきましては、今簡単に説明させていただきました調整項目について、もう少し詳しく表にしたものになっております。

次に、資料7でございます。令和元年度、今年度のスケジュールで、前年度からの検討会がうまく機能してないという観点から、今年度よりもっと少人数で検討を行うワーキンググループというものを設置し、詳細な検討、協議を行う趣旨で設置されました。県水道局に専

門の係を設置し、県水道局から職員4名と奈良市から2名の職員が出向、6名が常駐し、12市と有志町村の職員で1、2週間に1度、分野別に開催され、協議会の設立に向けシミュレーションによる効果額の算定、総務関係の基本方針について作成を行うこととなっております。

最後に資料8でございます。これにつきましては、広域化に係る国の財政支援の説明となります。資料下の方の奈良県における交付金活用等のスケジュール案によりますと、現行の制度では交付期限が平成41年度となっており、それに合わせて県域水道一体化の事業のスケジュールが組まれておりましたが、右の平成31年度以降の制度改正で、覚書締結後は共同施設整備事業が対象となり、経営統合後10年間で広域化事業、運営基盤強化事業が適用できるようになり、広域化のスケジュールに余裕ができたという形になりました。葛城市の場合は、資本単価といたしまして、水道事業の経営指標の1つとなるんですが、その数字が厚生省の交付金の要件には現状では合致せず、交付金を受けることはできませんが、総務省の広域関連事業の交付税措置につきましては、今後県が策定する水道広域化推進プランに葛城市の広域化事業が含まれていれば一般会計の負担も発生しますが、対象となるように聞いております。

以上、簡単ではございますが、広域化の現状と報告とさせていただきます。

内野委員長 ただいま報告を願いましたが、このことについて何かご質問はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょういただいたばかりですので、またたくさん資料なので、また詳しく検討はさせていただきます。個別にまた質問もお伺いしたいとは思いますが、先ほど出ました資料4のところ。こういう形で一応財政シミュレーションを立てているということでありました中で、僕が聞き漏らしたのかと思いますので確認ということなんですけれども、竹内浄水場は一応残して、兵家浄水場を廃止すると、配水池も廃止するというので立てた案だけでも、これについては、葛城市としては兵家浄水場を廃止するのは受け入れがたいというふうなことをお伺いしましたが、新庄浄水場及び屋敷山配水池のところなんです。屋敷山配水池については右側の上のところ②の1とあって、屋敷山配水池の廃止、直結配水となっているんですけれども、新庄浄水場はこの場合は残してのプランということなんでしょうか。それとも新庄浄水場も全て廃止ということなんでしょうか。これ、バツがいずれにもついているので、そこら辺のプランの案がどうなってるのかというのをもう1回詳しくお願いします。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの谷原委員のご質問ですが、現状、一体化の検討会の中で葛城市と打ち合わせで行っておる中では、左の平成59年度以降の共同化案とありますように、全ての浄水場は残す形で今は話を進めております。廃止の浄水場は今のところ兵家の平成59年度以降の共同化案に上がっておるのみでございます。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 図にはバツ、バツとついているものですから、廃止するというふうになのかなと思いましたが

ので伺ってたわけですけども、とりあえず左側の方の平成59年度以降の共同化案ということでは、一応兵家浄水場の廃止ということを前提としてシミュレーションをやっているということでもいいわけですね。ほかの竹内浄水場、新庄浄水場については残したいと。3つありますから、そのうちの2つは残そうと。しかし、葛城市としては兵家についても残していただきたいということでお聞きしました。ありがとうございました。

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、次に、葛城市の水道事業ビジョンについてご説明をお願いいたします。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしく申し上げます。

平成30年度、新しく策定いたしました葛城市水道事業ビジョンについて説明させていただきます。葛城市地域水道ビジョンは、前のビジョンなのですが、平成23年3月に策定されてきて、現在で8年を経過しております。当時とは水道事業や取り巻く環境は大きく変わってきており、また、その間に国の水道ビジョンの見直しや市の総合計画の改定等、関連計画の変更がなされました。また、総務省では、地方公営企業の経営改善を目指し、平成26年8月より経営戦略の策定を要請しており、これには財政的な支援もあることから、アセットマネジメントの手法を用いました水道事業ビジョンを策定し、その中で経営戦略のガイドラインを満たすことにより、財政支援を受けながら策定を行った経緯となっております。

まず、葛城市水道事業ビジョンの組み立てなんですけど、1枚めくっていただいた目次にございますように、葛城市の水道事業の沿革と概要から始まり、現状と課題を明記し、それをもとに水道事業の将来図、目標を提示し、それを実現するための施策が書かれています。そして、その進捗と見直し、最後にフォローアップ体制で締めくくりとなります。

ページをめくっていただいて、まず1ページをお願いいたします。1ページは、今申し上げました策定の趣旨について書かれており、次の2ページは、ビジョンの位置づけとして10年から20年後の水道事業の運営に関する長期的な方向性や施策の目標を示すもので、定期的に進捗を把握し、必要に応じて見直しを図るものとしています。

3ページから5ページにかけては、2章として、水道事業の沿革と概況ということで、合併前の両町の経過から合併後、平成16年10月に、合併に伴い計画給水人口4万1,000人、計画1日最大給水量2万3,000立米として新たに事業を開始したことが書かれています。そして、水源の状況としましては、自己水を中心に事業を行うことにより、県内で2番目に安価な水道料金での供給が可能となっております。

次に、6ページからの第3章、水道事業の現状と課題ということで、同じく6ページ、3の1では、自己水源の状況や浄水処理の方法が明記されており、常時利用させていただいております9つのため池や配水池の状況が記載され、ため池の総容量は32万9,000立米となっております。水質につきましては、きめ細やかな浄水処理により水質基準を満たし、7ページ下の表3の2のおいしい水の要件をクリアしております。

8ページからの3の2、水道施設の状況につきましては、葛城市は4つの配水系統があり、地震や渇水に対して被害を軽減できる体制をとっており、配水池につきましては合計で1万2,504立米の貯水量で、計画最大給水量の16時間分を貯水し、また主要な配水池には大地震の災害対策として緊急遮断弁を設置しております。

次に、9ページの配水管路につきましては、今後更新の必要な硬質塩化ビニール管が50.6%あり、この更新が課題となっております。10ページからの3の3では、施設の維持管理状況として、葛城市は施設の修繕、補修を繰り返して施設の延命化を図りながら事業を行ってきた結果、真ん中の棒グラフを見ていただくと、全国中央値、類似団体よりも経営年化設備率、古い施設が多いというような表となっております。

次に、12ページ、3の4、危機管理の状況でございます。市内の管路布設状況は、硬質塩化ビニール管とダクタイル鋳鉄管で9割を占めており、耐震性があると考えられるのはダクタイル鋳鉄管で約4割を占めておりますが、まだ半分以上の対策が必要となっております。また、施設につきましても、主要な配水池は耐震性がありますが、浄水施設につきましては、費用対効果等を考えますと施設の更新時に耐震化するのが妥当と考えております。災害時の貯水量につきましては、13ページ、上の表にございますように、全国平均並みに確保されております。

次に、14ページからの3の5、組織体制と技術継承ですが、平成31年3月現在で職員数は11名で、事務系が6名、工務系が5名で、事務系につきましては会計制度も一般会計とは異なっており、また工務系につきましても専門性が高く、技術継承に配慮した設置が必要とされております。

16ページからの3の6、水道事業の経営状況につきましては、現在のところ受水大字の協力もございまして、水道料金も安く抑えることができ、16ページの表にありますように、経常収支比率も比較団体よりよい数字が示されております。

17ページの3つの表につきましても、比較団体よりよい数字が表示されております。

19ページからの経営の見通しですが、水需要予測に係る人口予測につきましては、人口問題研究所の推計人口をもとに推計しておりますので、減少傾向となっており、したがって、水の需要についても減少となっております。

21ページの施設更新の見通しにつきましては、創設当時、昭和30年代に建設されました水道施設が更新時期を迎えており、重要度の高い施設から優先的に更新を行うこととしております。浄水場や配水池などの土木構造物については法定耐用年数は60年となっておりますが、適切な維持管理により実耐用年数はもう少し延びるものとされております。下のグラフは市の固定資産台帳の取得額、取得時期をもとに更新費用の見通しを表にしたもので、平成51年、令和21年以降に急激に更新費用が増大する見込みとなっており、特に配水管の更新が顕著となっております。

22ページからの経営の見通しですが、23ページ以降で各種シミュレーションを行っており、その条件としましては、将来の更新需要が厚生省が示す水道事業におけるアセットマネジメントをもとに設定しております。経営の見通しは3つのパターンを想定してございまして、まず

1つ目が、料金を改定しないパターン、2つ目が、収支均衡が難しくなる時期、赤字になりそうな時期に一度に30%の料金改定をするパターン、3つ目のパターンが、前もって10%ずつ段階的に料金改定を行うパターンでシミュレーションいたしました。収支を均衡させる前提として、資金残高は最低10億円を確保し、起債の残高も10億円を超えないことを前提としております。

23ページの上のグラフが給水収益、料金収入のシミュレーションの結果で、青の折れ線グラフが料金改定をしないパターン、緑のグラフが10%ずつ段階的に料金改定を行うパターンとなっており、赤のグラフが、収支が赤字になる直前に30%程度の料金改定を行うパターンで、給水収益の推移をあらわしております。

次に、下のグラフでは3条予算の収支、3条予算の収支と申しますのは経常経費の収支となっております。それについてあらわしております、緑のグラフは、10%ずつ段階的に値上げを行えば、平成55年、令和25年度までは黒字を維持できる計算となっております。

次に、24ページの上のグラフですが、資金残高を示しており、シミュレーションの条件が資金残高が10億円を下回らないとしておりますので、平成59年度の時点でも全パターン10億円を確保しております。その下のグラフは起債の残高をあらわしており、平成50年、令和20年ごろから更新需要が増大するため、残高が上昇する計算となっております。以上のことから、施設の更新には一部前倒し、一部は補修で寿命を延ばしながらなるべく平準化し、工事を行う必要があると考えられます。

次に、25ページ、有収率についての説明で、真ん中のグラフでは類似団体に比べても葛城市の有収率が優秀であることがわかります。26ページには3の8として課題がまとめられており、主なものとしたしましては、維持管理の課題は管路の老朽化による漏水管の増加、また浄水場設備の老朽化が挙げられ、危機管理としては、災害時、市の東側に給水拠点がない、経営面では、将来を見据えた財源確保、経営分析、資金運用等が必要であるとなっております。将来見通しとして、更新需要が増大し、経営状況は長期的に悪化するとあります。

27ページからの第4章、水道事業の将来像と目標として、4の1から葛城市の水道事業は市民の皆様へのサービスの向上を目指し、持続可能な葛城市の水道を構築していくための基本理念として、国の求める50年、100年先を見据えた事業経営を目指して、「100年先も続く葛城の水道のために」を掲げます。この葛城の水道を実現するため、安心・安全の水道水を確保することはもとより、災害時に安定供給できるシステムの構築が必要で、また後世につなげる水道として、人材育成、技術継承、財源の確保が必要となります。また、4の2、水道事業の目標として、①持続、いつまでも皆様の近くにあり続ける水道として市民との対話を大切にし、組織体制、経営基盤の強化に努め、後世につなげる水道に取り組みます。次に、②安全として、水源から蛇口まで水質管理に取り組みます。③強靱として、災害や渇水に強い水道システムの構築に取り組みます。以上を実現するための施策としまして、持続については29ページ、5の1、持続、いつまでも皆様の近くにあり続ける水道として、35ページまで実施施策、背景、課題、取り組み方針、具体的な対応策として列記されております。主なものとしたしましては、32ページで適正な財源確保の検討として、今後財政状況が厳しくなるこ

とを踏まえ、水道料金の改定、企業債や国庫補助金の活用、未収金対策等を具体的な対応策と挙げております。

次に、33ページには、中長期的な財政計画としてアセットマネジメントをもとに運営管理を行うとあります。

次に、36ページ、5の2、安全、いつまでも安心して飲める安全で信頼される水道として安定的な自己水源の確保が挙げられており、自己水源は先人の業績で8割近くを賄い、安価な水道料金の源でもあります。取り組み方針としましては、今後も安定的に自己水源を確保できるよう、ため池周辺の汚染源の監視や森林保全への働きかけ等、長期的な視点で環境づくりを目指します。

37ページでは、安全な水道水を供給するため、水質管理体制の充実が挙げられています。葛城市の水源は複数のため池で構成されており、日々の原水変動に応じ適切な処理を必要とし、水質監視機器導入で常時監視を行うことが求められています。

39ページからは、5の3、強靱、災害に強いたくましい水道として、40ページには施設の再編成の検討が課題とされ、水源容量に余裕がないこと、また大規模更新を踏まえると浄水場の改廃等について検討し、葛城市水道事業の目指すべき方向性を明らかにするとしています。また、施設更新に際しては施設の耐震化や施設の再編成との整合を図りながら、重要度の高い施設から優先的に更新を進めるとあります。

次に、42ページでは、水道施設の耐震化として、基幹施設の耐震化の状況が示されており、耐震性のない浄水場、配水池については、重要度の高い施設から耐震補強、補修工事を行うとされております。

43ページでは、施設管理の効率化として中央監視システムの導入が挙げられています。浄水場管理で必要な情報を一元管理し、効率を上げることを目標としています。

46ページでは、危機管理体制の充実として、災害時の応急給水の体制を確立するため、給水計画、復旧計画、人員配備、重機、資材の確保等、整備に努めます。

47ページでは、奈良県水道災害相互応援協定の組織図が掲載されています。これに基づき、奈良県内の各事業体と情報交換を図るとともに、近隣事業体との連携の強化を図るとしています。

50ページでは、前回の水道ビジョンから施策の進捗と見直しについて書かれており、青色で塗られているのが実施済み、ピンクで塗られているのが未実施となっております。水安全計画の策定、施設の再編成の検討、実施、基幹施設、基幹管路の耐震化、中央監視システムの導入等が主な課題となっております。

51ページでは、施策、スケジュールを見直し、持続、安全、強靱の3つのキーワードに色分けし、本年度より10年間について、継続、改善、調査検討、実施推進に分類しております。

最後に、52ページ、水道事業ビジョンのフォローアップ体制ですが、厚生労働省では各事業体が水道事業ビジョンを策定した施策の進捗を把握し、必要に応じてビジョンの見直しを行うこととしています。具体的には、ビジョンで位置づけた施策、プランを推進し、次に達成状況を確認、チェックし、改善の検討、アクトにつなげます。このようなPDCAサイクル

ルを継続的に実施し、ビジョンの見直しや個別の計画を策定し、取り組みを発展させていくこととしております。

以上、ポイントの説明となりましたが、葛城市水道事業ビジョンの概略とさせていただきます。

内野委員長 今ご説明いただいた葛城市水道事業ビジョンの冊子の中で、何かご質問等があれば聞いていただいたら。

谷原委員。

谷原委員 昨年度、水道ビジョン作成の予算がついて、昨年度内に完成したということで、100年先にも続く葛城市の水道事業のためにという大変立派な中身だし、また実際に非常に優良な葛城市の水道事業の数値になってあろうかと思うんですけども、1つは、これは単純なことなんですけれども、なぜ昨年度にでき上がって、昨年度にできている成果品である水道ビジョン冊子が、この6月議会のあれになったのかということをお聞きしたいんです。やっぱりできたら昨年、平成30年度の予算で成果品として仕上がってるものですから、なぜそこまでお示しできなかったのかなというのが1つなんです。うがった見方をすれば、水道広域化の動きが片一方であったので、そういうことで文言の調整とかいろいろあるのかなというふうに思ったんですが、これをざっと眺めると、どうもそういう形跡もなく、葛城市の今後の水道事業の将来、100年見通してということで、最後にありましたかね、51ページ、施策スケジュールを見直しというところも淡々と書いてあるので、特に広域化のことで何かが変わったというふうでもないのも、もっと早く出されてもよかったのかなというふうに思うんですけども、そこら辺のことを1つ伺います。この扱いについて、私もできたら平成30年度中に予算化してでき上がってたようですので、お示し願えなかったのは何でかなというところをお聞きしたいのが1つです。

それから、もう一つ、17ページに給水原価の話が出まして、先ほど私も質問できなかったんですが、先ほどいただいた資料5のところ、財政シミュレーションのところ、ここで給水原価の将来見通しのグラフ等もあるわけですけども、過去の給水原価ですので将来見通しの給水原価はまた違ってくるんだろうと思うんですけども、資料5のところこの表が、私もう一つよくわからなかったのを教えていただきたいんです。説明として第1段階の財政シミュレーションの概要ということで右下の平成58年度広域化、それから単独ということになって、色が青、ピンク、それからあさぎ色みたいなグラフが、この資料5の方ですね。最初にいただいた、そちらの説明は終わってしまったんですけども、ちょうど17ページのところで、非常に葛城市の給水単価が低いということで、こちらの表が見にくかったなと思ったので、水道ビジョンの方の質問ではないんですけども、関連でその財政シミュレーションの方の説明をもう1回お願いできたらと思います。

それから、もう一つは、管路の問題について、こちらの水道ビジョンの方では管路の布設の問題があります。塩ビパイプ管の問題ですよ。耐震性が悪いということで管路更新をやっていかなあかんということが葛城市としては今後大事になってくるかと思うんですけども、県の広域化の方の財政シミュレーションでは、管路の方については計算されてるのか。

先ほど出てきましたのは施設ですよ。浄水場とか配水池、その他を廃止した場合の施設更新についてのお話はあったんですけども、管路の件はどうなってるのかということをお聞きしたいんです。つまり、広域化をする際には管路のことは外して、管路は市でやってくださいよになってるのか。いや、管路のことも含めて広域化で県の方でということになってるのか。そこのところがわかりにくいのでお願いいたします。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの谷原委員のご質問です。水道ビジョンは平成30年度策定で、なぜ今ごろの公開となったということなんですが、水道事業ビジョンは、昨年6月に発注して、納期が翌年3月20日ごろになってました。かなり市とも業者とも打ち合わせして、時間のかかる作業でした。納期が3月末ごろになってましたので、年度内の報告はしんどかったような状況です。

次に、給水原価のシミュレーションなんですが、さきの広域化の中で給水原価のシミュレーションを行っておるんですが、これは、想定が、さきに説明させていただいたように、県内の浄水場を3つに絞って、各市町村の浄水場はなくすという形でやっています。ですので、うちの水道ビジョンにつきましては、単独でやった場合のシミュレーションをやっておりますので、その辺はかなり違ってくるんですが、県のシミュレーションにつきましては、かなり基礎資料というのか、それが不正確というようなことを聞いております。うちの方もシミュレーションの数字がおかしいので、県に問い合わせた詳細な資料をいただいたんですが、どうもおかしな数字がたくさんありました。県に、この辺おかしいんじゃないかと問い合わせたら、できたらこの資料は出さないでくれというような回答でしたが、各ほかの市町村との対比を見ていただくためにつけさせていただいた状況で、この数字についてはもう一つ信憑性がないと考えていただいた方がいいと思います。

最後に、管路の布設の状況なんですが、県の広域化の中にももちろん管路も入っております。一体化までは各市町村が管路を更新する。一体化後は一体化の事業体が各市町村の管路を更新するといったような形で計算されております。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。水道ビジョンの公表のことについては、発注が6月で納品されたのが3月20日ということなので、無理からぬところだろうと思います。

給水原価のシミュレーションにつきましてはですけど、表の見方が私よくわからないので、市町村実績平均、それから市町村広域化平均、市町村単独平均というふうにありますよね。これはそれぞれ線が引いてあるわけですけども、その中で棒グラフのところです。赤とピンクとか、これの見方がわからない。この説明をお願いします。データが不正確だから、これは出さんといってくれということらしいですけど、出てしまったので気になるものですから、よかったら教えていただきたいと思います。

管路の件については、広域化になった場合は広域化の方で受けての計算だということはおわかりました。その1点お願いします。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 このシミュレーションの表の見方なんですけど、この3本の棒については、青い棒が各市町村の平成28年度の実績、ピンクが広域化後の平成58年度のシミュレーション、黄色が平成58年の単独で推移した場合のシミュレーションがこの縦の棒になってます。横の線引いてますが、これが各市町村を平均した線というのか、位置になってきます。市町村実績、平成28年、212円というのがこの横線のことを説明しております。一番上がピンクで書いてますけど、上から2本目の横棒で、平成58年度、359円というのが上から2本目の線です。市町村単独、423円というのが一番上のラインです。そやから、単独でいった方が高くなるよということを表現しています。

谷原委員 市町村平均でということですね。

西口上下水道部長 はい。

谷原委員 葛城市がとかいうことではないですね。

西口上下水道部長 葛城市の場合は、一番左の1の棒グラフを見ていただいたら、青が104円。青というのは平成28年の実績、真ん中の151円というのが、広域化した場合は151円、右の141円というのが、市町村単独で推移した場合が141円というような表示になっております。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 下の1から28の番号がありますよね。この1から28の番号が、1が葛城市で、一番給水原価が安いと。高いところが28番目のところだということで、そういうことでいいわけですね。だから、1番が葛城市で、こういう状況になりますよということですので、葛城市は非常に安いというのが際立ってるというか、そういうことなんですけども、最後、一言だけ申し上げておきます。水道料金というのは市民全体にかかわる問題ですので、非常に市民の皆さんの関心の高いところであります。人口減少の問題とか、あるいは施設更新の問題、管路の更新の問題で、将来料金が上がっていく場合のシミュレーションもされておりますけれども、大体10%を2回上げるということになれば、大体2割ちょっと上がるわけですね。3回10%上げて大体3割5分、35%の値上げと。ただ、35%の値上げとしても、県下の中では非常に、ある意味では安くなったりするので、広域化の中で県の方がどういうふうな金額で、どういうふうな試算で出てくるかもわからないんですが、最終的には市民の皆さんの一番関心があるのは水道料金ということになるかと思えます。ただ、葛城市は従来、水道料金を抑えるために施設の更新を大変抑えてきたということで、施設の更新をすればその分が水道料金に乗っていくわけですから、葛城市の場合はそういう点では大変なところがあるけれど、一方で、大変豊かな更新費用のための積立金もあるということで、そこら辺のことをある程度わかりやすいような検討ができるようになっていけばなど、助かるなど、議員の方としては住民の皆さんにわかりやすい議論をしていかないと、何やかんや言われたけれども、結果として水道料金が大きく上がるということは避けるべきなのかなというふうに思います。

それから、もう一つは、常々思うんですけれども、水道ビジョンの表紙を見ても、景観条例策定のワークショップなんかにも私も出させていただいたりしたんですけど、葛城市は非常に景観のいいところで、私も水道の配水池なんかを巡っていきまされたけれども、非常に大

和平野が一望できて、中山間地にあつて、ため池もあつて、非常に美しいところであります。そういう水源を大事にしてやってきました、多くの大字によって、大字が管理してる、あるいは水利組合とか土地改良区もあるかも知れませんが、管理されてる水源を過去ずっと利用させていただいたということもありますので、何とかこういうのが守れないかなという思いがあります。先ほどビジョンの中でお話にあつた、防災にも強いということで、施設が分散してるということもあろうかと思ひます。

3つ目なんですけど、私、非常に水道事業を考える上で、自己水源と施設とも一つ、技術者だと思ひます。だから、私が非常に感心してるのは、水道事業の技術を葛城市の職員の方が當々と経験とか技能を継承されて、自前でずっと育つてこられたということで、ため池の水ですから夏場は大変水質管理ご苦労されることと思ひますけれども、まさに24時間、水道が安定供給できるために、そういう技術力を持っておられる方、あるいは水道事業として持つておられるわけで、これも1つの大きな財産かなと思ひます。今後葛城市が100年先にも続くと葛城市の水道ということなんですけど、どういう形態になるかはともかくとして、自前の水道事業として残っていけば、市民の財産として安心して災害時にも対応していただけるような水道になるのではないかなと思ひますので、今後議論を、結果として広域かどうかということも含めて、いろいろと議論できたらなと思ひております。

以上です。

内野委員長 西川委員。

西川委員 私は、この水道事業運営委員会の委員もやってるから今さらということもあるねんけども、水道事業は企業会計やから、それぞれ独自で努力して、合併前も新庄も當麻も皆努力して、自己水というか、ため池とか等々の自己水も確保してきて、なおかつ、いろんな、その当時、大蔵省から借金をしながら施設整備をしてきた。すごい高い金利だったので、早く返させてくれいっても、なかなか国も企業会計で、国も返させたら自分とこの収入減るからなかなか返させてくれなかったが、いろいろ考えて返していったわけやな。そういう努力もしてきて、それで、今ここに、先ほど谷原委員おっしゃつたような、この資料の中でも出てきてるように、給水原価104円ですか。こういう安い原価を維持するのに相当努力をしてきて、合併のときには、料金は抑えて安い方ということにも応えてきたわけやな。それを、ようわからんのやけども、県域水道一体化というか、県水100%という市町村もあるわけやけれども、県水の割合をふやすようにせえと言われてるのか。県水がふえていったら単価上がってくる。そやから、この一体化の中にどんな思ひを県は持つてるのか。それで、こういうふうな広域化の進め方。これは、市長も水道事業運営委員会のときに言われていたのが、こういう検討会に入ってどういう流れになっていくかという情報をつかんでおかないとあかんということやけども、このビジョンは、見通し100年て言うたはるけど、どういうふうな見通しで自己水確保のこの努力をしていったら、安定的な安い水を供給していけるねんと。自分らの努力が、何ぼ県の事業の県域水道一体化というか、そういうふうなことをうたわれても、ここでもシミュレーションしたはるけれども、例えば、葛城市は葛城市の今までのような努力をしていく余地があるのか、これは、強制的じゃないけれど、そういうふうなところへ属し

て県水を買うていかなあかんのかどうか、施設整備も一体化の中に入っていないと補助金そのものも財政支援がどうのこうのって書いてある。そうすると、そういうふうなところへきちっと入っていかんと、葛城市の自分らの自己の努力そのものが生きたような形に、今後もそういうようなことになっていくかどうか。それとも、県一の形で県水を買わないと仕方がないとなるのか。配水管もいろんなことも含めて、そういうふうに県水を買うていかなんと、どうも努力はあんまり認められへんでというような流れになるのか。今までのような努力をしたら、ある程度維持をする、そういう裁量があるのか。企業会計やから自分らの努力で生きてくるとは思うんやけども。そこらどういう見通しを持ったはるのか。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

水道事業管理者の中に私入っておりませんので、あくまで今、県全体の動きについてどうかというお問い合わせの部分についてお答えをしたいと存じます。特に奈良県水におきましては、奈良モデルという形でいろんな地域の補完関係をしていこうじゃないかという取り組みが進んでおります。この中で、例えば、既にもう実現されているものとしたしましては、南和の病院が、吉野郡の診療所と、それから南奈良総合医療センター、これが経営的には一体となりまして、これ、企業団という形ですけど、一部事務組合の企業会計版というのは既にでき上がっております。あるいは、広域消防につきましてもいろんな議論がございますが、これもある意味では奈良モデルの一環でございます。水道事業、それから下水道事業それぞれ、基本的にこれは、日本の国の枠組み、形といたしましては、これは両方とも市町村がやらなければならないと。ところが、特に小さい町村になってまいりますと、それぞれの飲み水の方の浄水場、あるいは下水の方の浄化センター等の設備をそれぞれ単独で持つのが非常に大変だという中で、これを補完する形で、例えば、ダムをつくったりという水源開発について県がやって、その水を市町村に買っていただく。あるいは浄化センターについても、同じ流域下水の方でそれぞれ県下につくってやってるというような関係性でございまして、今回、西川委員おっしゃいましたように、逆に誤解があってはいけないなという部分につきましては、県の方が水源開発もして多大な投資をしてきたから、これを回収するために今後とも維持していくために無理やりでも市町村は参加して、今後は一本化してもらわないと困ると。そんな立場では県の方も一体化の検討はしていないと。あくまで市町村の側も、当市のようにそれぞれ独自に投資をしてというか、施設整備もしてそれぞれやってきた中で、当然持っております浄水施設とか管路等も含めて、更新の時期も迎えてくるわけでございますので、そのときにそれぞれの市町村ごとに新たにお金をつぎ込んで施設の更新をしたりということをやっていくのがいいのか、それとも、この際、日本全体として人口減少社会になる中で、多少県と市町村のお金の使い方の役割を変えて、もう少し飲み水をつくり出す分についても、県の施設に依存してしまっただけで県から買ってしまおうとやった方がいいのかということは今オープンに議論していこうということでございます。その中で、先ほど上下水道部長からありましたように、県の方も、これ、まだどれぐらい確からしい数字かわからないので、取り扱いには注意してほしいということで資料については出されたということでもあります。

ども、こんなシミュレーションも含めまして、いろんな情報を持っておかないと、これは将来にわたっての葛城市として損か得かということのを正しく判断ができないので、とりあえず議論の段階では、研究会にはそのまま入りながら一緒に議論をしていこうと、情報もいただくということのを今やっておるわけでございまして、その後どういった選択をするかにつきましては、水道事業管理者でもあります市長も常々申しておられますけども、将来にわたっての葛城市にとって一番得な選択をしていきたいということでございます。ですので、県の方からすると、買ってもらわないと県の方が困るから買ってよというようなことでは決してないというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 県はダムをこしらえ、設備投資したから、以前から県水をこれだけ購入せえと言われてきたことがある。副市長は県の事情をよく理解されているのであれやけど、そんな県域水道一体化の話が来たら、葛城市はしんどい。県下の市町村、これに関しての考え方はいろいろですよ。奈良市なんかは渇水時期になったら黙ってでも県水を買わなければならないので、それはそれでよいのか知りませんが、葛城市は自己水の確保の努力をしてきたから、一体化になっても自由度が今までどおりあって、企業努力をしていけばいけるのであれば、それはそれでいいのですが、県はそんな強制的なことを考えていないと思いますが、一体化で県水を購入しないと水道経営がやっていけないとなったら、葛城市の水道料金が一気に上がってしまう。そんなことはないというようなことを副市長から説明してもらいましたので、わかりました。私もこれからいろいろと勉強させていただきます。

内野委員長 ほかに何か質問。

吉村委員。

吉村始委員 先ほど施設の更新ということでのいろいろ話を聞いてて、一部、私何おうと思ったことが、西川委員もおっしゃったんですけど、技術的なことなんですけども、耐震性のこととかいうと、今、硬質塩化ビニール管というものは、より災害に強いダクタイル鋳鉄管というものにかえていくというふうな話がありましたけれども、そのイメージなんですけど、今後なんですけど、例えば、同じところにあるものを同じものに入れかえるというイメージなのか、あるいは県の広域化の議論の中に、もし、こういうのがあれば、あるのかわからないんですが、あれば教えていただきたいんですが、広域化の中で、イメージしやすいのは、例えば貯水槽とかそういうところの設備を減らしたりとかするのはイメージしやすいんですけども、水道料金がどうしても上がる原因の1つとして管路の延長の問題が出てくると思うんですね。それを整理するというふうなことが、それぞれの自治体でそれぞれ設計をして管路を引いてましたと。それらが広域化することによって道のように管路の統廃合というか、こういうふうなものが議論に上がってるのか、そういうものがあるのかどうかというのを1つ聞きたかったなというのと、それから、あと、資料5の図を見たときに、ふっと素朴な疑問が上がってて、さっき私も聞きそびれたんですけど、水道料金が安くなる、高くなるという、個別の自治体のことではなくて、一般的に、例えば水源があると安くなるとか、あるいは人

口が減少している、あるいは1人当たりどうしても管路がなくなると水道料金が高くなってしまいか、そういうふうなことを、ほかにもありましたが、今後検討するための条件として頭に置いておきたいなと思いますので、ご答弁いただけたらありがたいなと思います。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 ただいまの委員のご質問にお答えします。

施設の更新の中で管の入れかえということなのですが、今おっしゃったように、今ある管を掘り出して、そこに新しい管を入れていくというイメージです。それで、広域化の中でも管の新設はあるんですが、連絡管的なものが多少あると思いますが、事業費的にはそう大したものではないとは考えております。主になるのは、古い管の入れかえが更新費用の主なものとなると考えております。

それと、資料5の中で聞いておられます水道料金の高い、安い要因なんですが、もちろん水源がございますと水道料金はその分安くなります。委員おっしゃったように、人口がふえるとスケールメリットといいますか、そういう要因でも水道料金は安くなります。

以上です。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 ということは、水道の宿命としては、新しく家が建ったりとかすると、水道は基本的にはどんどん延びていくというか、そういうふうな宿命にあるというふうなイメージとして覚えておいたらいいいですね。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 葛城市の例をとりますと、ほとんど家が建つようなところには水道管が入っておりまして、もし、離れたとこに家を建てられるようであれば、それは個人さんの責任において入れていただいております。もちろん開発で家が建つ場合についても、その開発業者が水道本管を入れていくような形になっております。

以上です。

内野委員長 西川委員。

西川委員 さっきちゃんと聞いたかったんは、ここんとこがようわからんのですよ。検討内容の中に広域化のハード面、ソフト面とあって、経営統合のこと書いてある。それで、この資料に、はっきり言うて、組織関係の人員配置も書いてあるし、会計ルールとか共通会計、料金体系、こういうふうなことも書いてあるわけやから、これ、ほんまに葛城市独自で、こういうとこへ入っていったときに独自でやっていけるのか。この辺がようわからんのですよ。言うたら、ルールを決め、会計ルールも決め、共通会計、料金体系、会計システムなど、こういう経営統合を検討していくわけですやろう。このときに葛城市独自の、今まで努力してきた独自のことがちゃんとできるんですか。この一体化に入っていなかったら、施設の改修なんかしよう思っても総務省の補助金が認めてもらわれへんと、こんな話と違うんですか。

藤井本委員 西川委員、覚書の話をしてるんですか。

内野委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 今、この資料6の1のお話で、県域一体化に向けた主要課題ということで、これ

から課題がこんだけありますので、これについて各市町村、県水道局が集まって、これについて検討する予定になってます。これが葛城市にとって有利、不利が経営統合に参加する、しないの判断材料になっていくと考えております。意思決定は、今度の覚書もそうですが、最初の意思決定が平成38年の経営統合の前やということを知っておりますので、ここまでは今の方針としては、とにかく話に入って行って、もし、葛城市に合わないようであれば平成38年の手前で離脱するというのも可能でありますので、そのように水道課としては考えております。

それと、今の平成32年度の覚書の件なんですけど、この覚書に書き込む内容についても、今、県内市町村と県と水道局で今年度詳細な内容を決めていく流れになっておるんですが、これが今の案としましては、覚書については経営統合を前提として詳細な内容を決めてから覚書を結ぶか、こういう方法と、ただ単に準備室の設立を目的として概略的な内容にとどめた覚書にするのか、そういうこともまだ決まっておきませんので、これからその覚書についても葛城市としては参画して、自由度のあるものにしていきたいと考えております。

以上です。

内野委員長 西川委員。

西川委員 何をどう聞いていいのかわからないのですが、その覚書というのはどれだけ有効があるのか難しいことやと思います。水道施設の老朽化は奈良県や葛城市だけが抱えている問題と違います。独自で配水や給水ができない自治体が今後たくさん出てくるので、国は広域化を進めようとしているのはよく理解しています。平成32年度に自由度のある覚書を交わして、平成38年の経営統合の前に離脱したときのデメリットと、それがどのようになっていくのかよくわからん。これから施設の老朽化で耐震化とかをやっていかなければならないときに、この広域化に離脱しないで部分的に入っていた方が得な場合もあると思いますが、こんな、ええとこどりみたいなことはさせてくれないのか知りませんが、そこらが、私の認識不足で理解をしていないので質問もうまくできませんが、どうもフンフンと聞いていたら、葛城市が一生懸命努力してきた、安くて安全でうまい水を維持してきたことが統合という方向へ持っていかれて高くなってしまいうる危惧があるので言わせてもらっています。今後いろいろ聞かせてもらいます。

内野委員長 ほかに質問ありますか。

谷原委員。

谷原委員 今、西川委員がずっとお話しになったのは基本的に大事なところだと思います。要は、大卒のところでも市として広域化についてどう考えるのかというところら辺だろうと思うんですね。今、協議会の設置、覚書の締結、それから基本協定の締結と、最終的に基本協定を締結すれば水道事業の経営統合に、平成38年に始まって、10年後には水道料金も全部同じになるというイメージですよ。だから、平成32年の覚書のところは、僕、きょう初めて聞いたんですけども、経営統合までかちっと確定して覚書を結べば、これはそっちの方向へ行くと思うんですけど、緩やかな形であったら県域水道一体化に係る基本協定締結のところから離脱するというのもあり得るというふうにお聞きしたんですけど、それでいいわけですよ。だか

ら、議会がどこかで議決せなあかんから、その議決をするというところ辺までにきちっと議論もせなあかんし、理解もしとかなあかんと思うので、そういうスケジュールなんかと思うんですが、私、これは市長にお聞きしたいんですけども、奈良モデルというお話が今、副市長の方から出ました。奈良モデルということで、葛城市は私が議員になってから国保の県単位化がありました。確かに県下で小さい村なんかでは、高額医療費のかかる方がふえれば国保料金は上がってしまうわけですから、できるだけ大きい升にして広域化にして安定させようということの狙いがあったと思います。

消防の広域化でも施設の合理的な使用ということで広域化ということがあったと思うんですが、しかし、市町村は基礎自治体で、特に水道事業は独立した公営企業ですので、そういう中で各市町村はばらばらですよ。私は、補完というのであれば弱いところを補完していただいて、強いところは強いつこのまま独自の道を歩けるのでいいのかなと。独自の道を歩いたけど、ぐらぐらとしたときに県の方が助けてくれたら安心できるんですけども、お前もう拒否したから、勝手に行けというふうなことになっていたり、今、奈良市が消防の広域化は入ってませんわね。入ってなくて、消防広域化は奈良市が独自にやってはるわけですよ。財政力のあるところとか、そこでもいろいろあれば新聞でえらいバッシングを受けたりはしますけれども、県と市町村の行政のあり方で、奈良モデルということで、今、荒井知事が進めておられるその一部は、僕はわかるんですけども、補完という部分から考えたら、そういう比較的優良なところはそのまま維持していただけるのかどうか。そこら辺がわからないんです。僕は、県政フォーラムか奈良県の市町村議長会が主催する、知事と呼んでの勉強会だったか、どっちか忘れたんですけども、それを事前にお聞きしたことがあるんですよ。そしたら、県知事いわく、おもしろい例えやなと思ったけれども、市町村はフォワードですよ。フォワードで得点していただいたらいいんですよ。県はボランチですよ。それを助けるのが県ですよというふうにはおっしゃったんですよ。ええ知事やなと僕は思ったんですよ、そのときは。つまり、市町村が主体で市町村がいくというのであれば、それをやってくださいと。でも弱いところは助けますよというのか、でも、何か見てみると、県の国保の単位化のときには、最後ぎゅうぎゅうに締めつけられたなと。僕はそういう意識があるんですよ。1つでも抜けたら軽減措置の予算はしない、一遍に上げますと、7年間の軽減措置なしやというふうな言葉が出てきたりして、これはかなり厳しい締めつけがあったなというふうに思うので、そこら辺、市長として県に向かわれるとき、どういう態度で水道事業の広域化についてお考えなのかお聞かせ願えたらと。今の時点で答えるのは難しいかも、一般論でも結構です。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 まだ条件が完全に出切っておりませんので、結論めいたことは申し上げれないと思います。いろんな場所で水道事業の広域化についてご質問等を受けることありますけども、条件が出た時点で葛城市民にとって有利な方を選ぶということが唯一なんです。ただ、その中で4つぐらい、この水道事業についてまだ分析しないといけないところがあります。1つは施設の更新、それと、1つは配水管の更新。意外と施設更新というか、配水管の更新の方は大きい金額ウエートになると理解しています。それと、自治体によりまして自己水を持っている

か、持っていないか。自己水、葛城市の場合は、ありがたいことに持っております。ただ、市民全体を賄うだけの自己水の確保は、今現状ではしていない。県水とのある一定のバランスの中で市民の皆さん方への水の供給をしてるといのは事実でございますので、それを県としては広域化の中でどのように考えていくのか。自己水の利用をどの程度認めさせて、それを自由な単価設定のところに認めさせていくのか。ですから4つぐらいの分析するべきデータがまだ出てきませんので、ですから、どちらを選ぶかはまだできませんよ、どちらが有利かはできないですよという話になるんやろうと思います。

施設更新の方だけを取り上げて考えましたら、私は、葛城市独自でやれる可能性が非常に高いのではないかと。ただ、配水管も考えてということになりますと、それをどのような費用分担の中で県広域の中で議論になるのかによっては、これは大きな問題になる。ある一定の年数、先ほど・村委員の方から質問ありましたけども、ある一定の年限が来れば、非常に膨大な、年間7億円から8億円という毎年投資するべき時期が来てしまいます。ですから、その時期の更新をどのような財政的な負担でやれるのか、やれないのかというような、とにかく分析にまだまだデータが足りませんので、来年度の覚書の時点ではまず出てこないであろうと考えております。ですから、その覚書に、水道局長の方から話ありましたけども、まず覚書が緩やかなものである可能性が高いですから、まずそこに加わる必要があるのではないかな。それで圧倒的な強制力がありましたら、その時点では議会の皆さん方のご意見を頂戴したいと思っておりますけども、まず緩やかな覚書の中で情報収集に更に7年ぐらいになるのかな、あとの期間を検討期間として持つことができるのであれば、それに加わる必要があるという判断をしたいと思います。今言えるのは、本当にこちらの方もいろんな、100%確実な情報がない状態のお話になりますので、今ざっと頭の中にあるイメージとしてのお答えになると思います。

以上です。

内野委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 では、ほかにないようでございますので、本件はこの程度にとどめておきたいと思えます。

最後にお諮りをいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について及び水道事業に関する諸事項については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、これらの4つの調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 それでは、ないようなので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、本当に長時間にわたってたくさんの質問等、慎重審議していただきまして、本当にありがとうございました。また、理事者の皆様におかれましても、長時間本当にありがとうございました。外はまだ天気でございますけれども、梅雨入りもまだおくれておるということで、本当に過去に最も遅かった記録を更新するのではないかというぐらいの、梅雨がだいぶおかけています。体調管理等も気をつけていただいて、最終日までしっかりとさまざまなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時19分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 内野 悦子